

戸沢村

**第二期子ども・子育て支援事業計画
(案)**

**2020（令和2）年3月
山形県 戸沢村**

はじめに

「人は村の最大の財産」という考え方のもと、本村では次代を担う子どもたちの成長を支える取組こそ最重要の政策課題と捉え、保健、医療、福祉、教育をはじめとする幅広い分野で、総合的な支援に取り組んでまいりました。しかしながら、少子化や核家族化の進展や地域社会の教育力の低下、また女性の社会進出が一般的になる等さまざまな要因が絡み合い、待機児童の問題や児童虐待の増加等、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく様変わりし、抱えている課題は多様化しています。

こうした状況を踏まえ、社会や制度の変化に危機感を持って対応するため、「戸沢村子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、子育て環境の充実に取り組んでまいりましたが、今年度で計画期間の5年が終了するため、新計画「戸沢村子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定いたしました。

本計画では、特に「子育てに関する公的な相談体制・支援」「ニーズに対応した保育施策展開」「放課後児童クラブ事業の充実」「要保護児童およびDVの対応などきめ細やかな取組の推進」の4つの取り組みについて充実・強化を図っています。また国の施策方針を踏まえて、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育の負担軽減を図る総合的な少子化対策として、2019（令和元）年10月から「幼児教育・保育の無償化」をスタートしました。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな成長は、子育て家庭の幸せにつながることはもとより、社会全体に元気と活力をもたらします。子どもたちが心豊かな自立した大人へと成長するため、家庭・地域・学校・企業・行政など、社会全体で子育て家庭に寄り添い、子ども主体の視点を基本に子育て家庭を支えていくことが重要となります。

結びに、計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提案をいただいた、「戸沢村子ども・子育て会議」の皆さま、アンケートにご協力いただきました村民の皆さまをはじめ、関係団体などの皆さまに、深く感謝を申し上げるとともに、今後も計画の推進に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

戸沢村長 渡部 秀勝

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画期間	5
5 制度改正等のポイント	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映	7
7 県や近隣市町村との連携	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 人口と子ども人口の状況	11
(1) 子ども人口等の推移	11
(2) 合計特殊出生率の推移	12
2 子育て世帯の状況	13
(1) 子育て世帯の推移	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況	16
(1) 就業率の推移	16
(2) 母親の就労状況	17
(3) 育児休業制度利用の状況	22
4 子育て支援事業の利用状況	24
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況	24
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由	25
5 施策の進捗評価	27
6 本村における子育て支援に関わる課題	30

第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 計画の基本理念等.....	33
2 計画の基本目標.....	34
3 施策の体系図	36
第4章 子育てに関する施策の展開.....	41
基本目標1 地域における子育て支援.....	43
推進施策（1）地域における子育て支援サービスの充実.....	43
推進施策（2）保育サービスの充実.....	45
推進施策（3）子ども健全育成.....	46
推進施策（4）世代間交流の促進	46
基本目標2 職業生活と家庭生活との両立の推進等.....	48
推進施策（1）仕事と子育ての両立の推進.....	48
推進施策（2）多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等	49
基本目標3 母性並びに乳幼児の健康確保及び増進.....	50
推進施策（1）子どもや母親の健康の確保.....	50
推進施策（2）食育の推進.....	53
推進施策（3）小児医療の充実	54
基本目標4 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備	55
推進施策（1）次代の親の育成	55
推進施策（2）学校教育環境の整備	56
推進施策（3）有害環境対策の推進	57
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備	58
推進施策（1）宅地分譲の推進	58
推進施策（2）安全・安心なまちづくりの推進.....	58
推進施策（3）子育てしやすい環境づくりの推進.....	59
基本目標6 子ども等の安全の確保.....	60
推進施策（1）交通安全・事故防止等に向けた積極的な対策の推進.....	60
推進施策（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	61
推進施策（3）地域住民と密着した防災体制の構築	62
推進施策（4）被害に遭った子どもの保護の推進	62

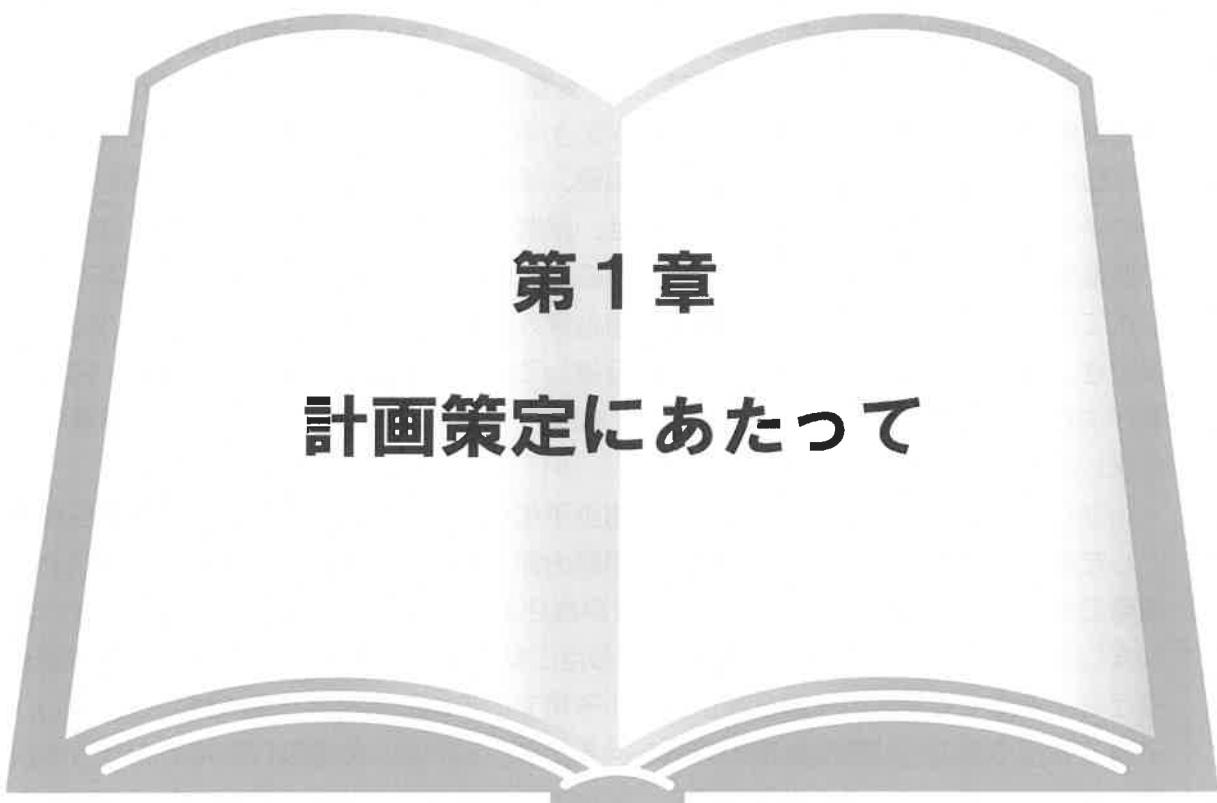
基本目標7 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進	63
推進施策（1）児童虐待防止対策の充実とネットワークの体制強化	63
推進施策（2）障がい等を持つ児童の早期発見と家庭への支援	64
推進施策（3）ひとり親家庭等の自立への支援	65
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	69
1 教育・保育事業等の提供区域	69
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	70
(1) 推計の手順	70
(2) 子ども人口の推計	71
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	72
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策	73
(1) 施設型事業	73
(2) 地域型保育事業	76
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保目標量	78
(1) 相談支援事業	78
(2) 訪問系事業	80
(3) 通所系事業	82
(4) その他事業	86
5 総合的な子どもの放課後対策の推進	89
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	89
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	91
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方	91
(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	91
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	92
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と小学校等との連携	92
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の 内容に関する事項	92
8 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は 特定地域型保育事業の円滑な利用の確保	93
9 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に 関する都道府県が行う施策との連携	93
10 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように するために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	93

第6章 計画の推進・評価体制.....	97
1 計画の推進体制	97
2 計画の公表及び周知.....	97
3 計画の評価と進行管理.....	97
資料編.....	101
1 戸沢村子ども・子育て会議	101
(1) 設置条例	101
(2) 委員名簿	103
(3) 会議の開催日と審議内容	104

◆年号記載方法について

2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としております。



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

戸沢村（以降「本村」という。）では、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、「戸沢村次世代育成支援行動計画（後期計画）」の施策を踏まえながら、2015（平成27）年度より5か年計画で、「安心して子育てができ、地域全体で子育てを支える未来へつなぐ村づくり」を基本理念とした、「戸沢村子ども・子育て支援事業計画」（以降、「第一期計画」という。）を策定しました。第一期計画では、子育て家庭に対し、乳幼児期からの質の高い保育、また学校教育までを総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援事業等を充実させ、保健・医療支援、福祉支援、教育支援、定住促進支援と一貫したきめ細かい援護をすることにより、本村に生まれた村の宝であるすべての子どもたち一人ひとりの個性や能力を大切にしながら、心身ともに健やかに成長でき、未来へ希望が広がる村づくりを目指して、地域・家庭・保育所・学校・村・企業がより深く連携を図りながら、子育てに安全・安心な環境づくりを計画的に実施してきました。

しかし、こうした施策を促進しながらも少子化は進行し、家庭や経済的な要因を背景とした厳しい状況下にある子どもの貧困問題の観点からも、国は女性の就業率の向上と保育の受け皿の整備を図るために2017（平成29）年6月「子育て安心プラン」を公表しました。さらに、2019（令和元）年10月に幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用を無償化する等の措置を講じ、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

このような流れを受け、本村においても第一期計画の施策・事業の進捗評価等、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を図り、子育てを地域全体で支える新たな計画として「戸沢村第二期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、次世代育成支援推進法に関する諸制度の施策と連携しながら、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、村民ニーズに寄り添った質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施することとします。



2 計画の位置づけ

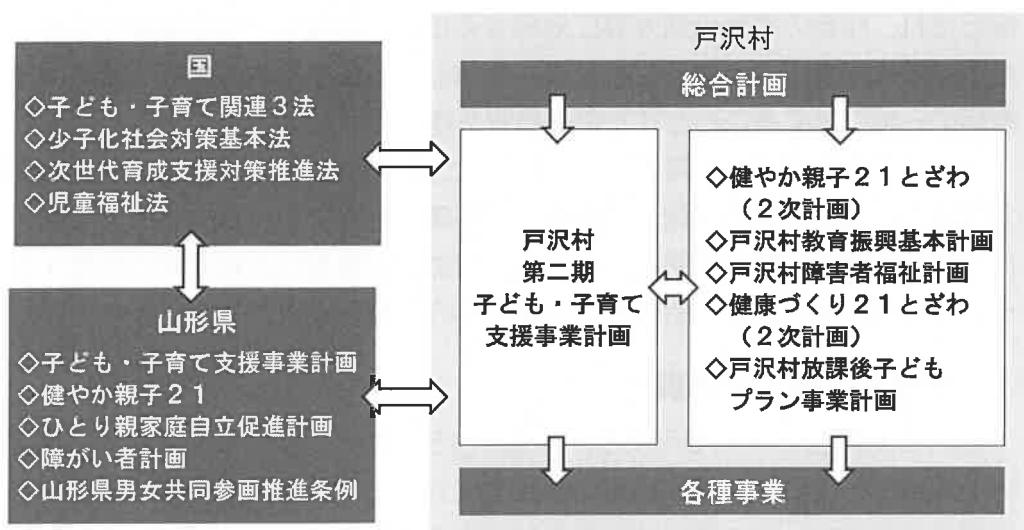
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、2014（平成26）年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本村が取組んできた戸沢村次世代育成支援行動計画の施策を踏まえて、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を重点施策として位置づけ、これらを総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画「第4次戸沢村総合計画」のもと、関連する「健やか親子21とざわ（2次計画）」「戸沢村教育振興基本計画」「戸沢村障害者福祉計画」「健康づくり21とざわ（2次計画）」「戸沢村放課後子どもプラン事業計画」との整合性を図りました。

■ 他計画との連携

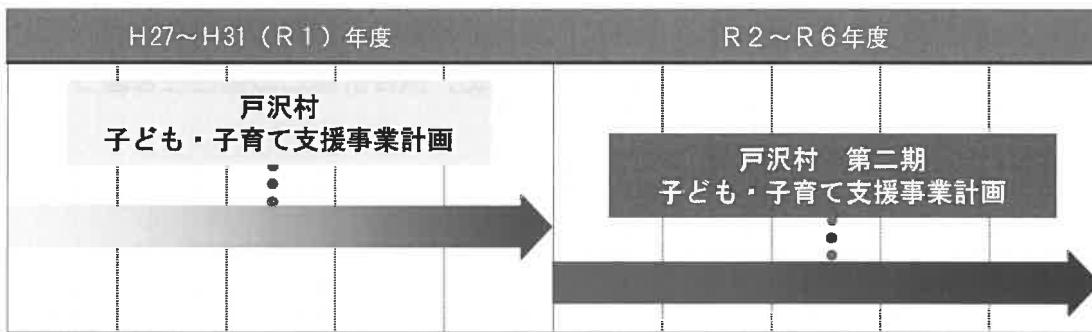




4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。

■ 計画期間



5 制度改正等のポイント

（1）子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が施行され、保育の需要の増大等に対応するため、施行の一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。



③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

（2）基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

（3）児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。



6 計画の策定体制と住民意見の反映

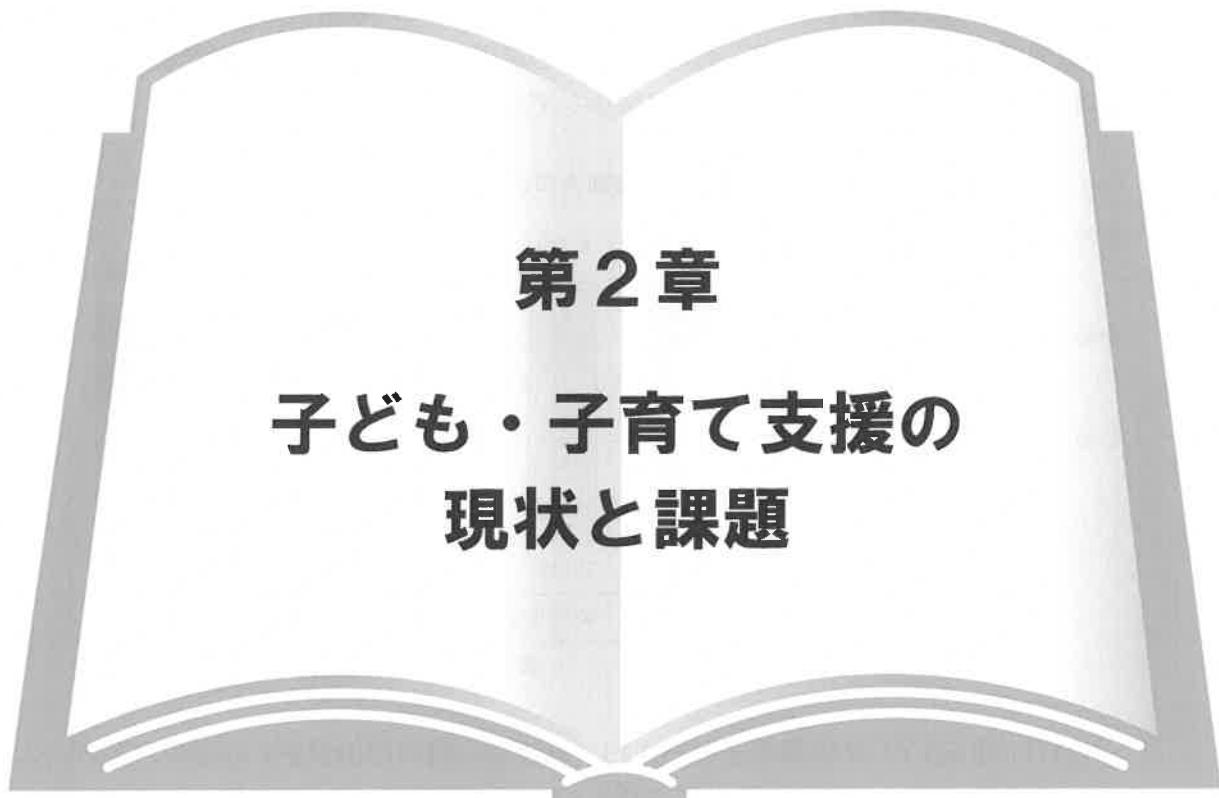
本計画の策定体制については、「第一期計画」策定時に設置した本村の関係団体代表などから構成される「戸沢村子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本村の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2019（平成31）年1月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができる段階において、パブリックコメントを行い、住民からの計画に対する意見等を精査しながら会議で協議・考察した上で、必要に応じて村民の意見を計画書に反映するように努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、村民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の協議・連携を図る上では、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うこととなっていることから、県からは恒常的な情報交換と必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、村民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

子ども・子育て支援の 現状と課題

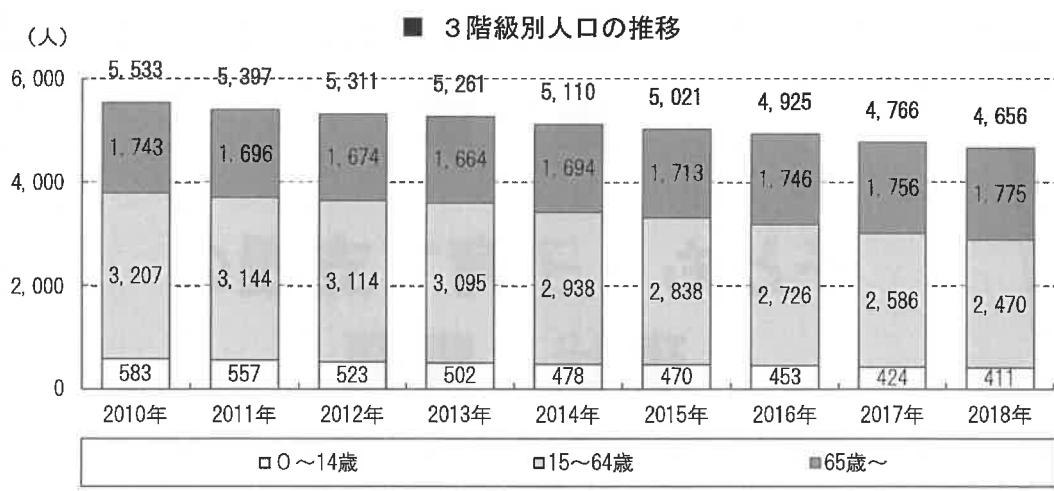


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 人口と子ども人口の状況

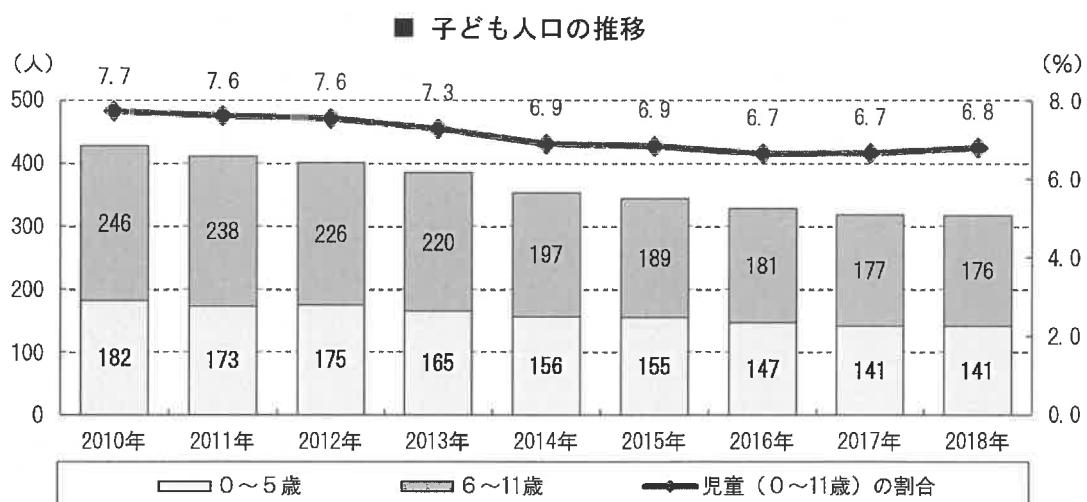
(1) 子ども人口等の推移

本村の人口は2010（平成22）年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、2013（平成25）年以降、老人人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

2010（平成17）年以降の子ども人口（就学前児童及び小学生）の減少割合が、人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下を続けていましたが、2018（平成30）年にやや上昇しています。

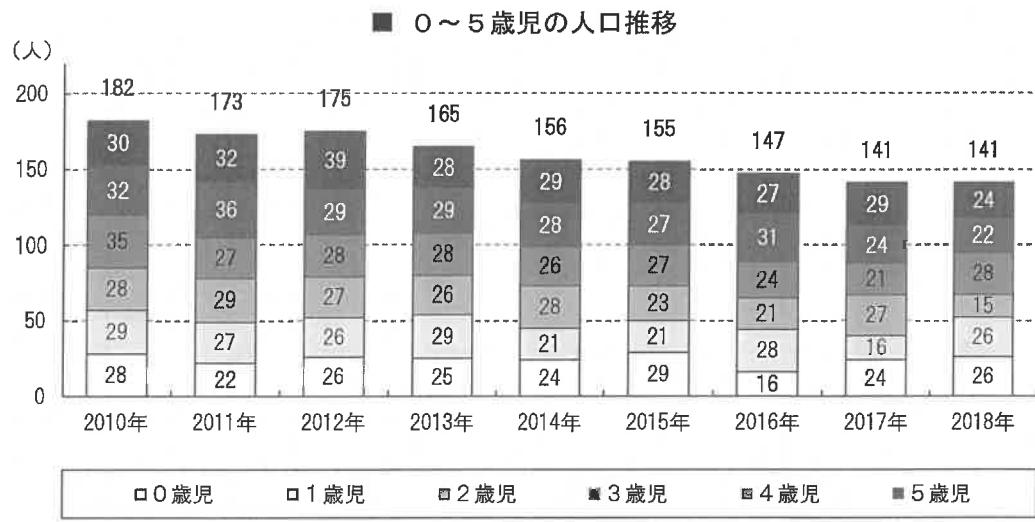


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）



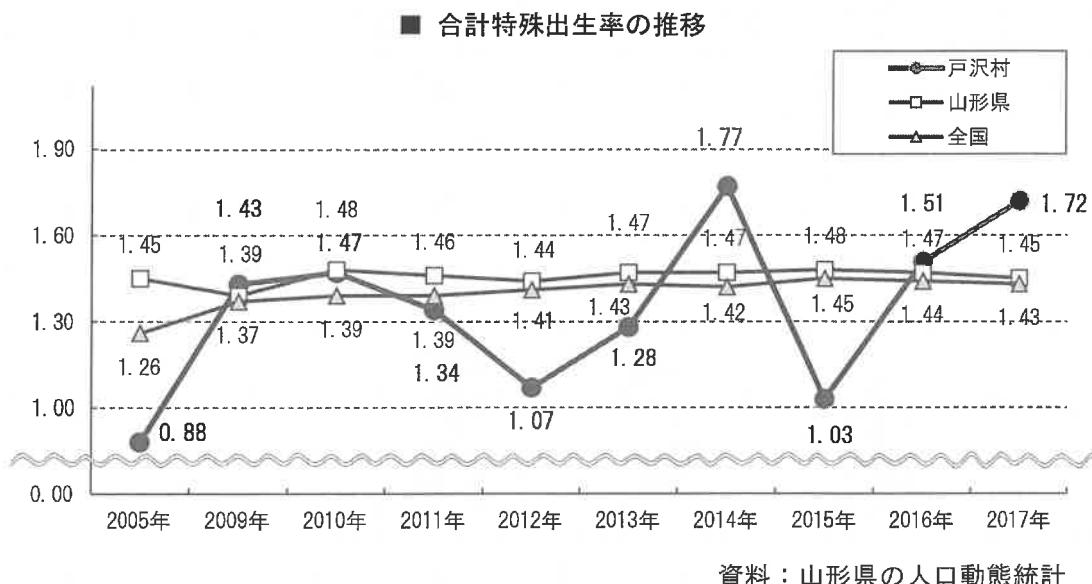
さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2010（平成22）年から2019（平成31）年にかけて、全体では41人（22.5%）減少しています。2017（平成29）年以降、0歳児・1歳児・3歳児人口が上昇し、全体数は下げ止まっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

（2）合計特殊出生率の推移

本村の合計特殊出生率は、年によって増減がありますが、2016（平成28）年以降は全国・県を上回った水準で推移しています。

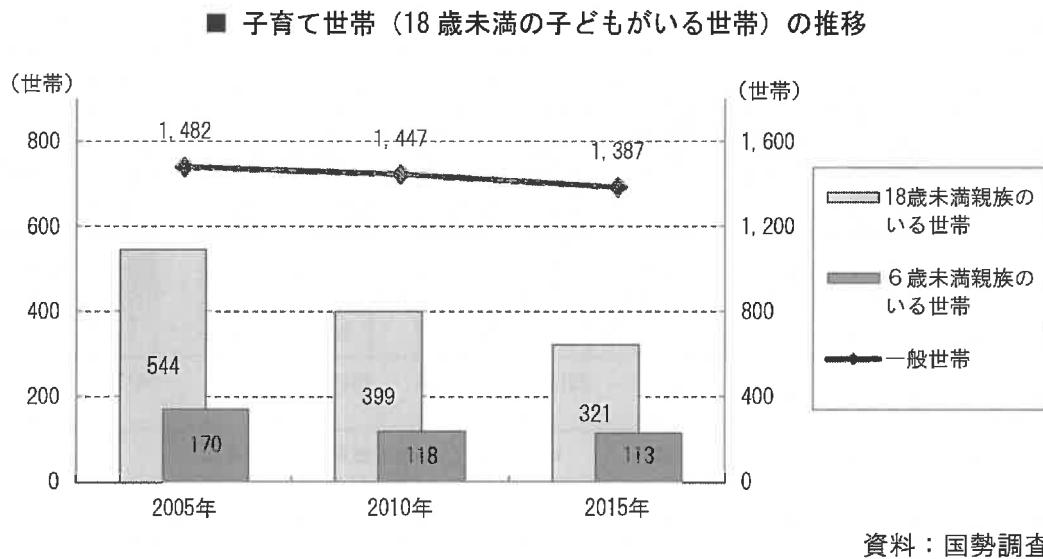




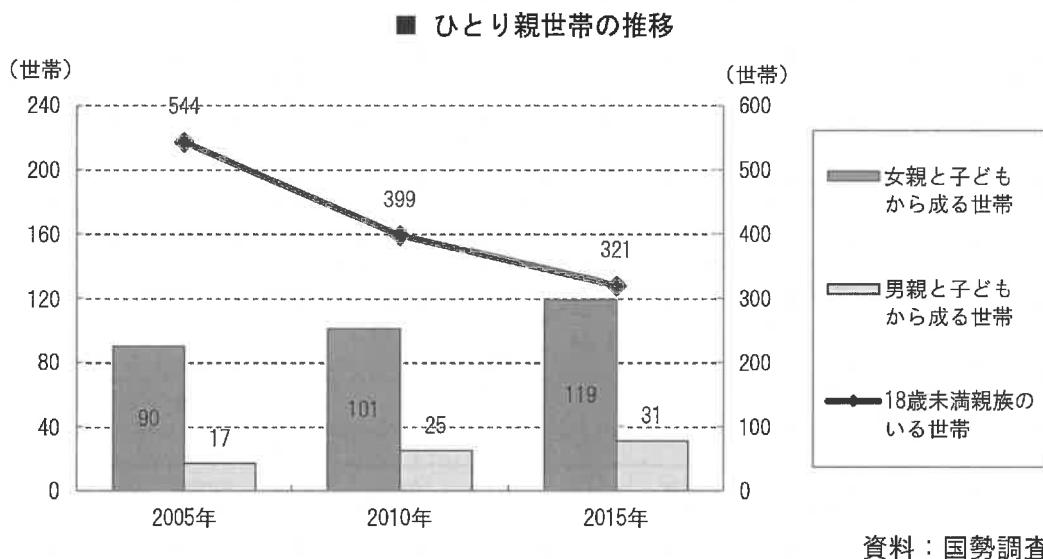
2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、18歳未満親族のいる世帯、6歳未満親族のいる世帯ともに減少しています。



また、2005（平成17）年から2015（平成27）年のひとり親世帯の推移をみると、18歳未満親族のいる全世帯数は減少している一方で、ひとり親世帯は男親から成る世帯、女親と子どもから成る世帯ともに増加しています。



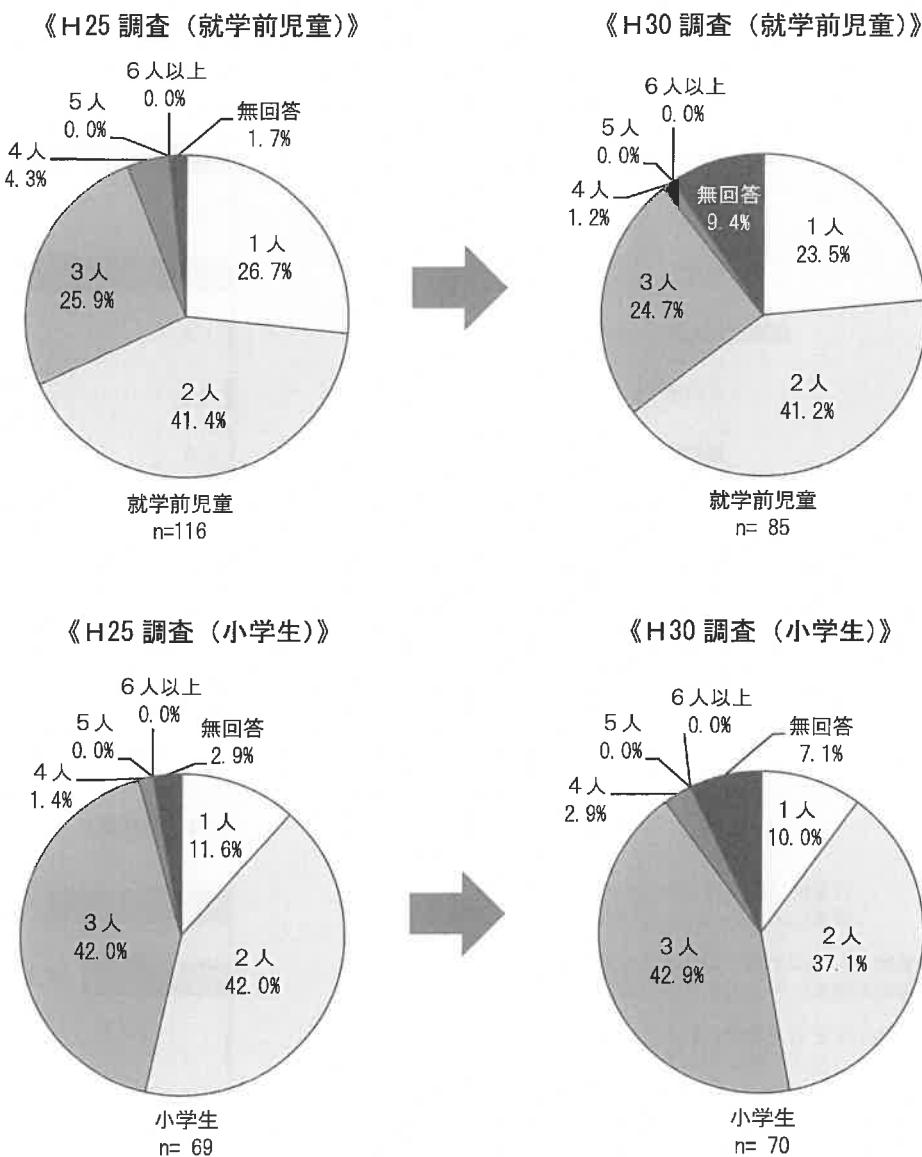


(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯では「2人」、「3人」、「1人」の順、小学生の世帯では「3人」、「2人」、「1人」の順となり、「2人」以上の世帯の割合は、就学前児童で67.1%、小学生で82.9%と小学生の世帯が15.8ポイント高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、子ども「2人」以上の世帯の割合は、就学前児童の世帯で4.5ポイント、小学生の世帯で2.5ポイント低くなっています。

■ 子育て世帯の子ども人数



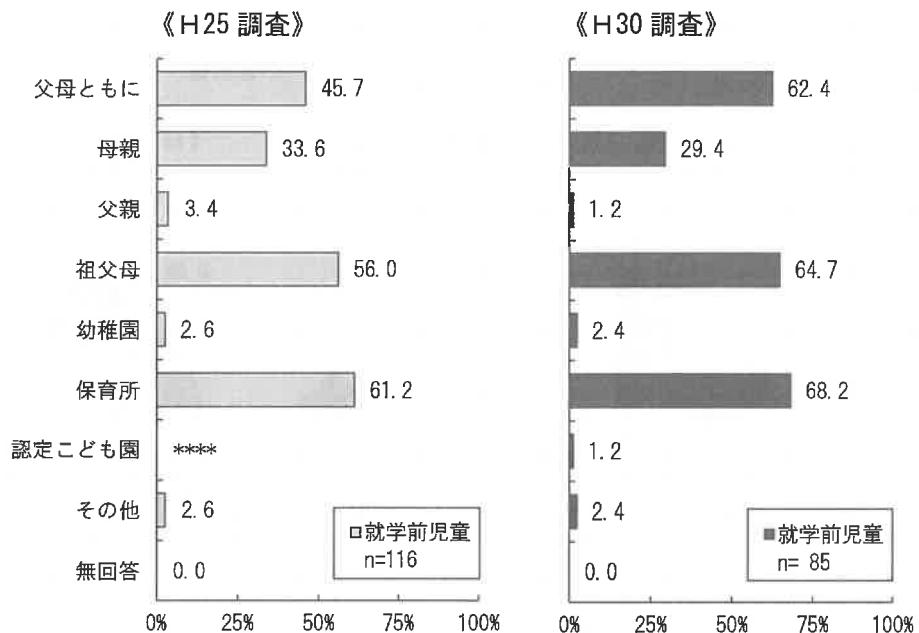
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると「保育所」（68.2%）が最も高く、次いで「祖父母」（64.7%）、「父母ともに」（62.4%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「認定こども園」が1.2ポイント、「保育所」が7.0ポイント高くなっています。

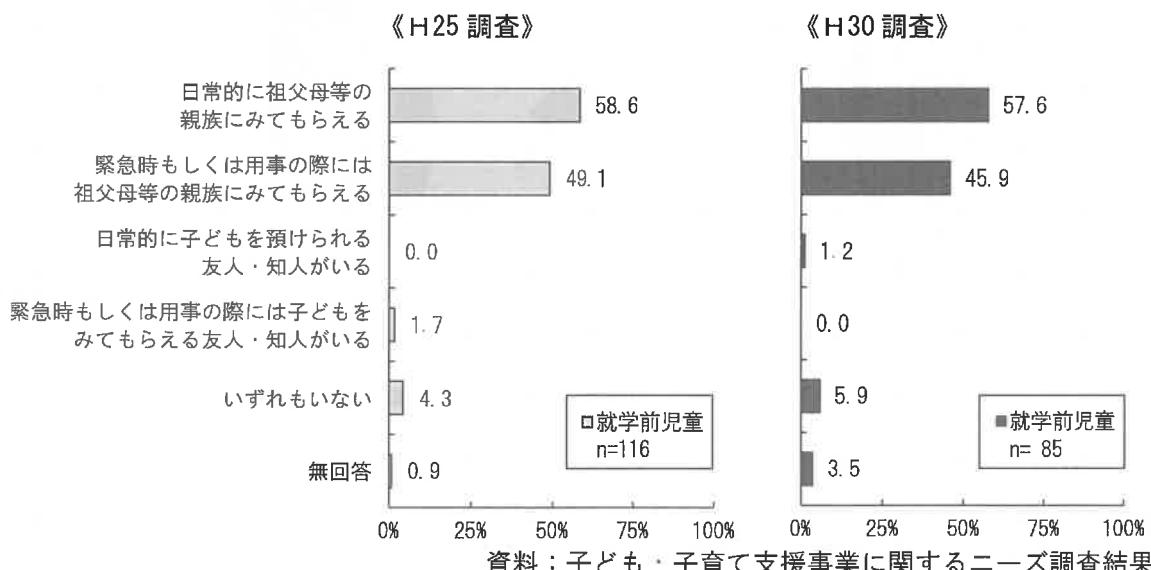
■ 日常的に子育てに関わっている方



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

主な親族等協力者が「いずれもいらない」と回答した割合は、前回調査（H25）の4.3%から今回調査（H30）は5.9%と1.6ポイント高くなっています。

■ 主な親族等協力者の状況



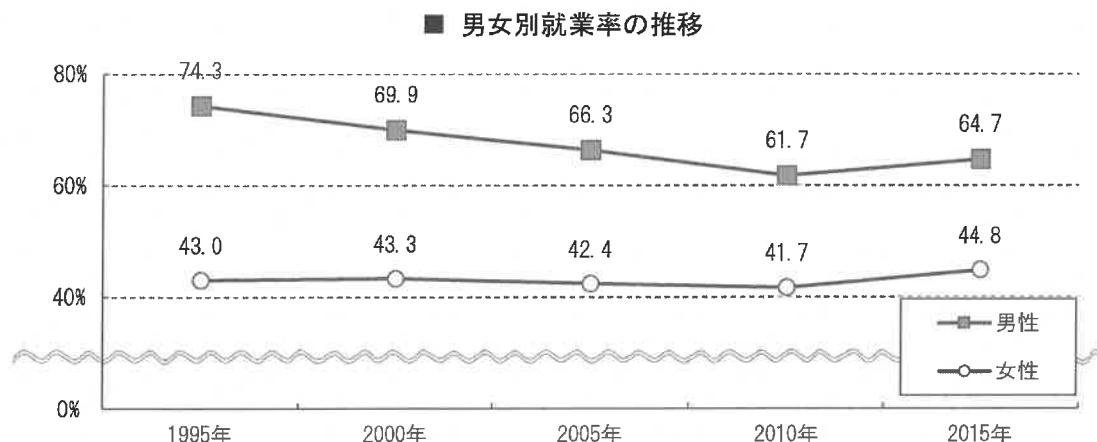
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

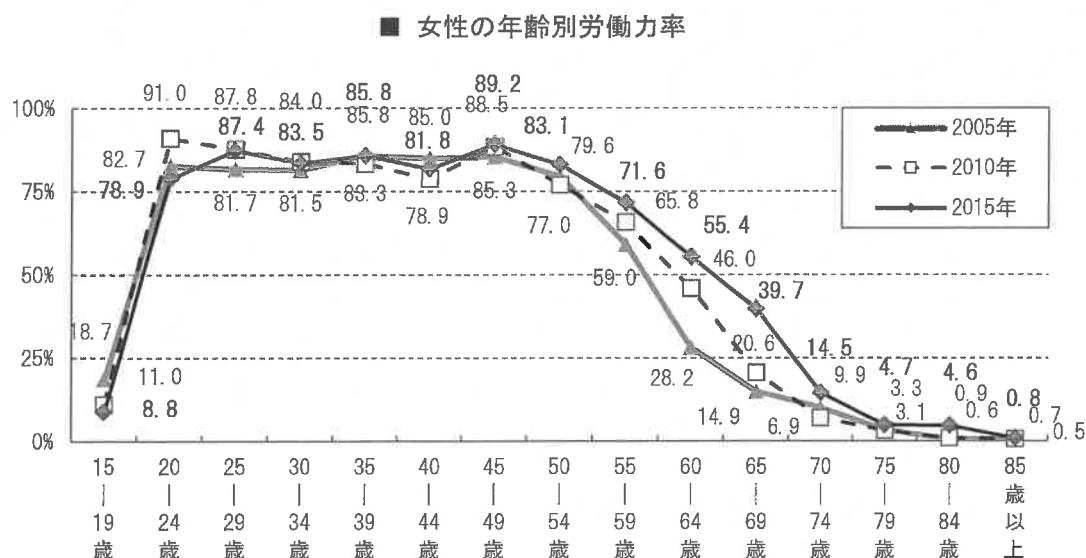
(1) 就業率の推移

本村の15歳以上の就業率をみると、2010（平成22）年まで男性の就業率は低下、女性はほぼ横ばい状況です。その後、2015（平成27）年には男女ともに上昇しています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業者が男女ともに増加していることに加え、65歳未満の女性の就業率が上昇していることが考えられます。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、2010（平成22）年では20～24歳と45～49歳をダブルピークとしていました。2015（平成27）年ではピークは25～29歳と45～49歳となります。カーブはゆるやかに推移しています。また、45歳以降の労働力率は、2010（平成22）年以前に比べて、2015（平成27）年は高くなっています。



資料：国勢調査



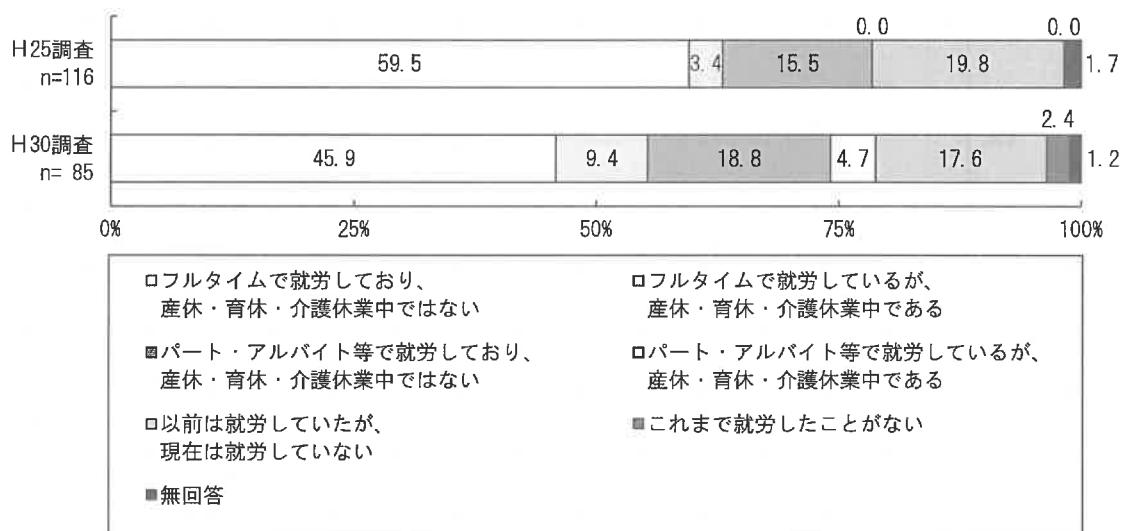
(2) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童で78.8%、小学生で84.2%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で14.1%、小学生では2.8%となっています。

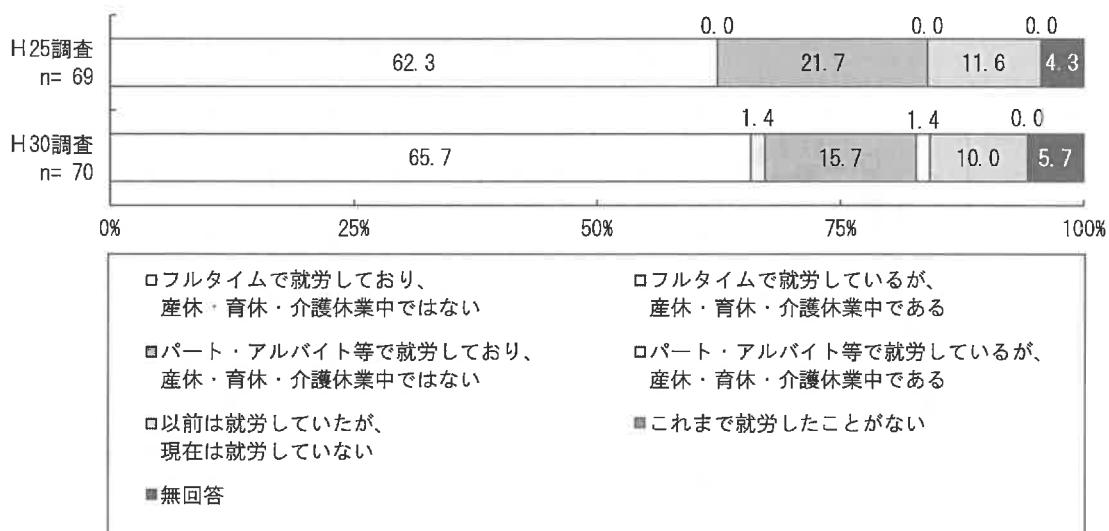
前回調査(H25)と比較すると、両者ともに就労している母親の割合に大きな変化はなく、一方、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合は就学前児童で10.7ポイント、小学生で2.8ポイント高くなっています。

■ 母親の就労状況

就学前児童



小学生



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

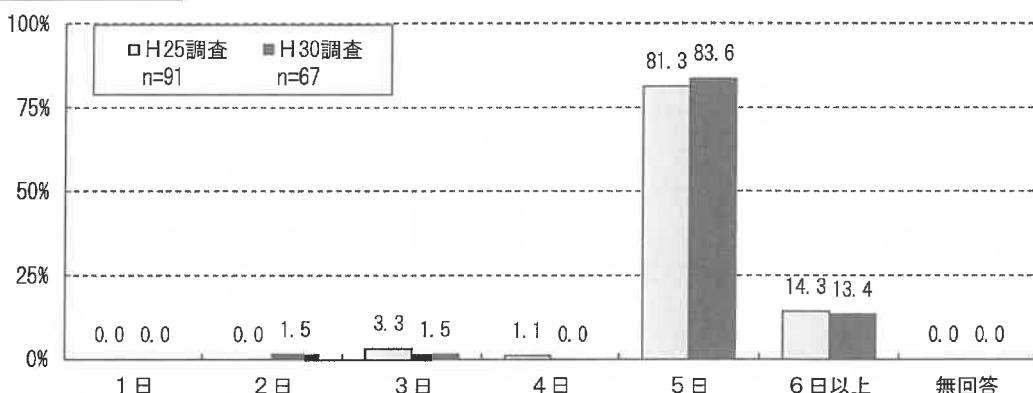


母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(83.6%・83.1%)の割合が最も高くなっています。

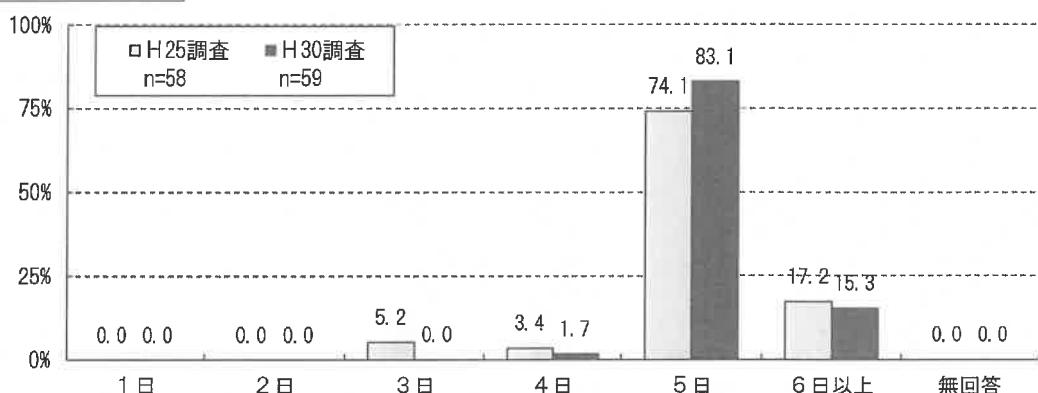
前回調査(H25)と比較すると、週に「5日」働いている母親の割合は就学前児童で2.3ポイント、小学生で9.0ポイント高くなっています。

■ 母親の就労日数（1週当たり）

就学前児童



小学生



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

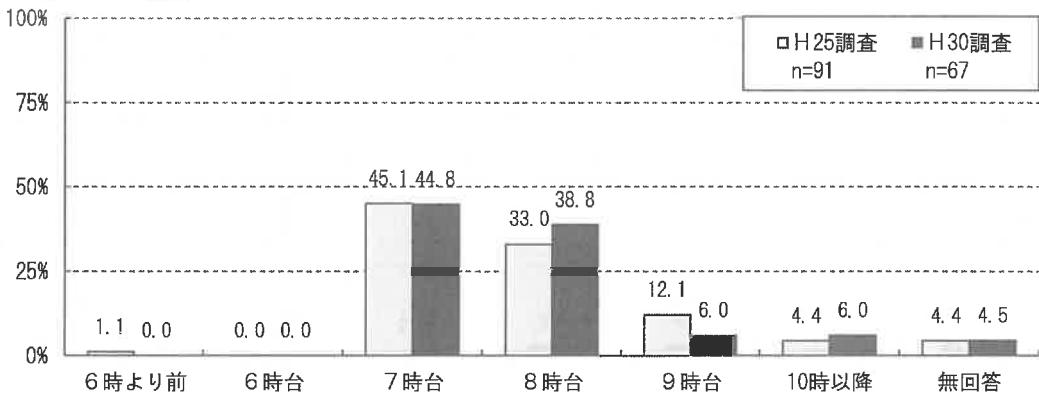


母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「7時台」（44.8%・50.8%）の割合が最も高く、次いで「8時台」（38.8%・32.2%）となっています。

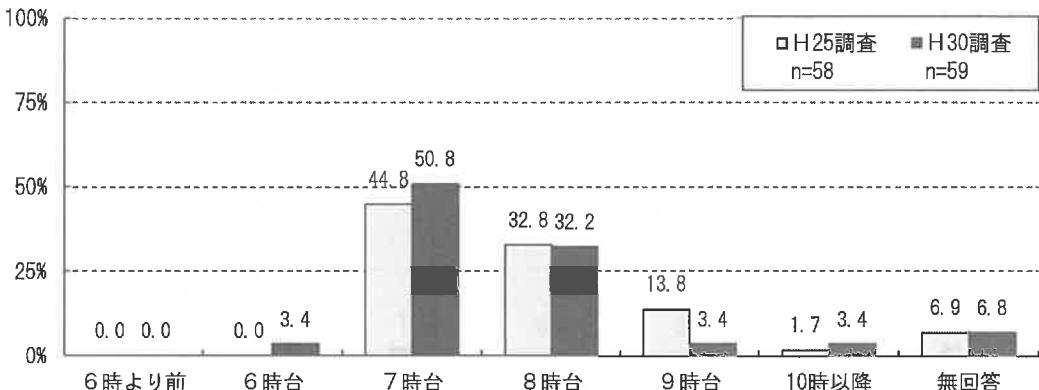
前回調査（H25）と比較すると、同様に就学前児童・小学生ともに「7時台」、「8時台」に出勤する母親の割合が高くなっています。

■ 母親の出勤時間

就学前児童



小学生



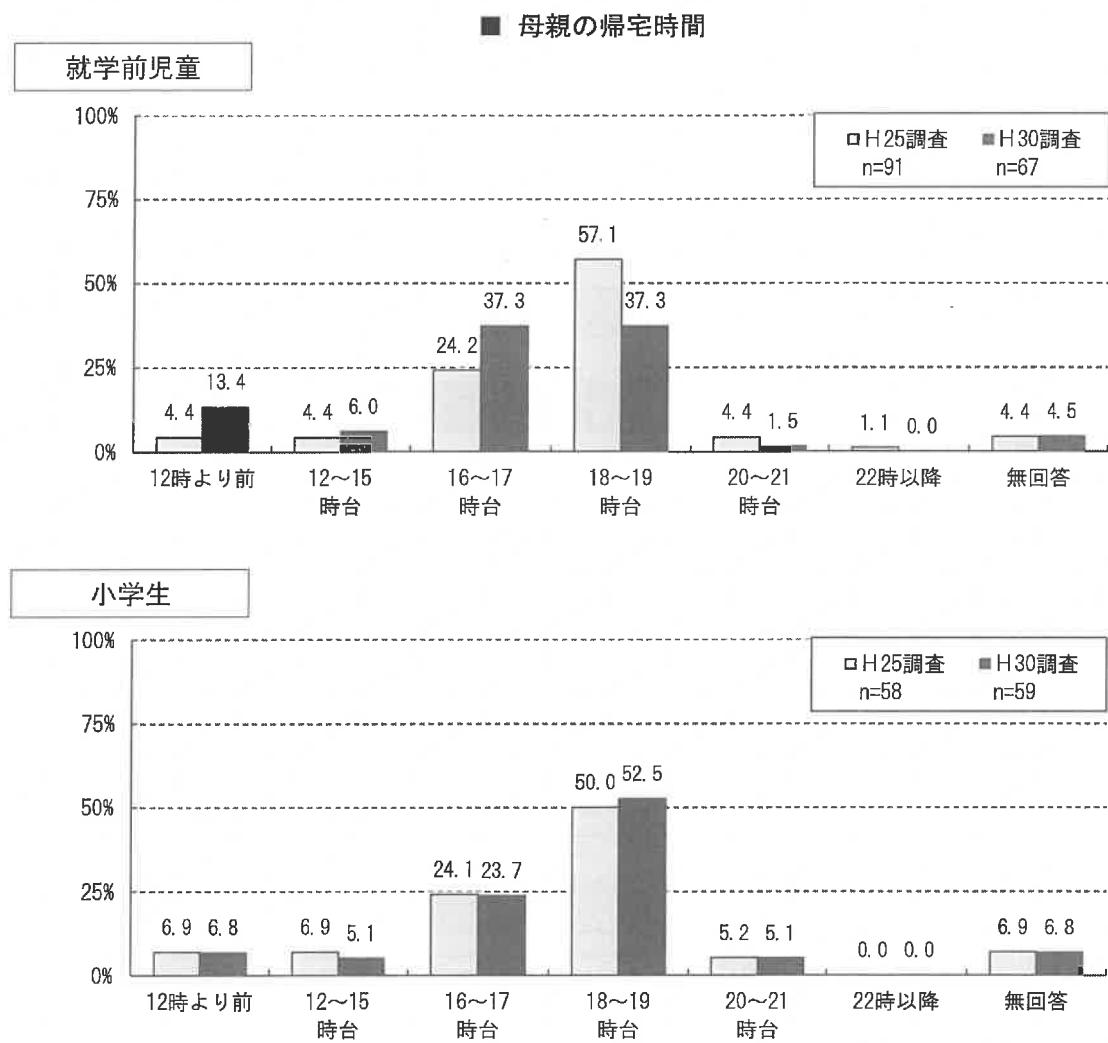
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の帰宅時間は、就学前児童では「16～17時台」「18～19時台」(各37.3%)、「12時より前」(13.4%)の順、小学生では「18～19時台」(52.5%)、「16～17時台」(23.7%)の順に割合が高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、就学前児童は「18時以降」の割合は低くなり、一方、「17時台まで」の割合は高くなっています。

小学生の母親の帰宅時間は、前回調査(H25)と大きな変化はありません。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

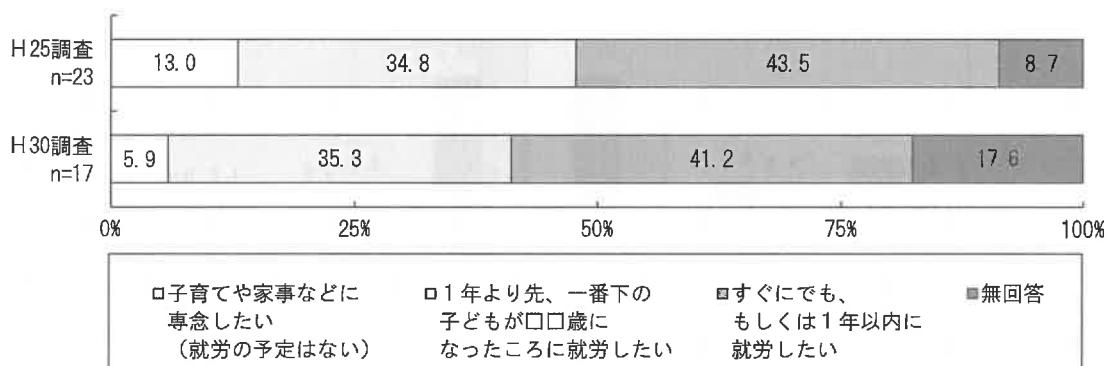


現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童の母親は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（41.2%）、小学生の母親は「1年より先、一番下の子どもが口口歳になった頃に就労したい」（42.9%）の割合が最も高くなっています。

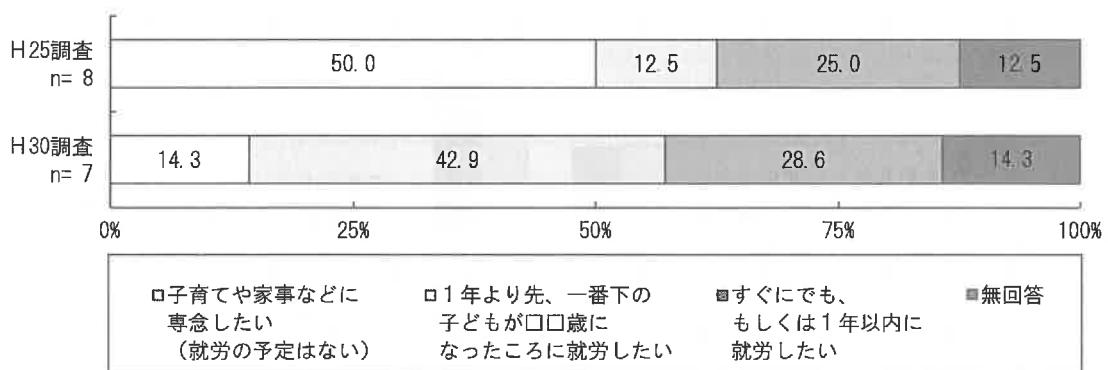
前回調査（H25）と比較すると、就学前児童の「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は2.3ポイント低くなっていますが、小学生の「1年より先、一番下の子どもが口口歳になった頃に就労したい」は30.4ポイント高く、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」は35.7ポイント低下していることから、小学生の母親の就労希望が高くなっていることがうかがえます。

■ 就労していない母親の今後の就労意向

就学前児童



小学生



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



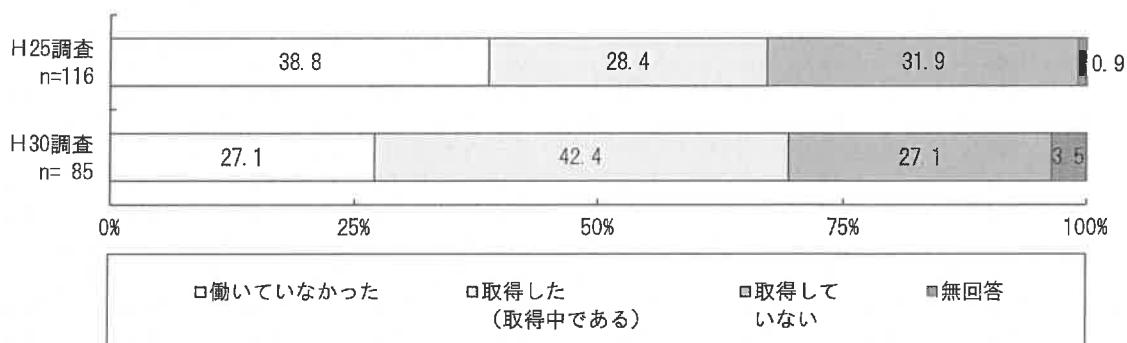
(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は42.4%、父親は2.4%となっています。

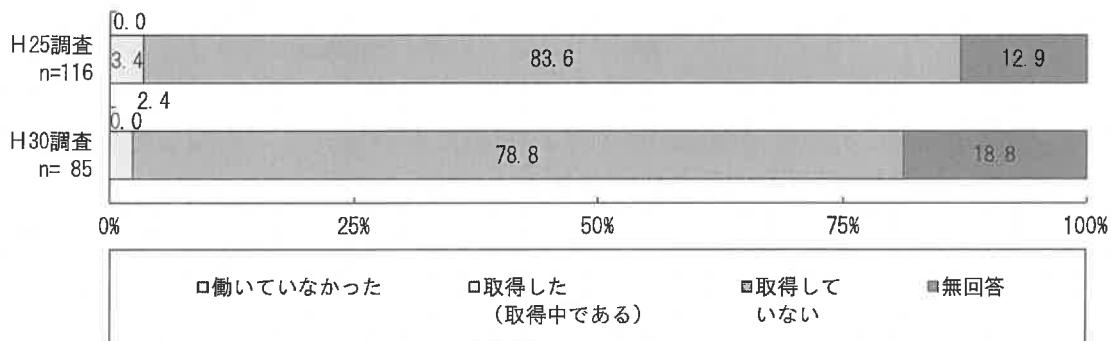
前回調査（H25）との比較をみると、「取得した（取得中である）」母親は14.0ポイント、父親は2.4ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況

就学前児童（母親）



就学前児童（父親）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

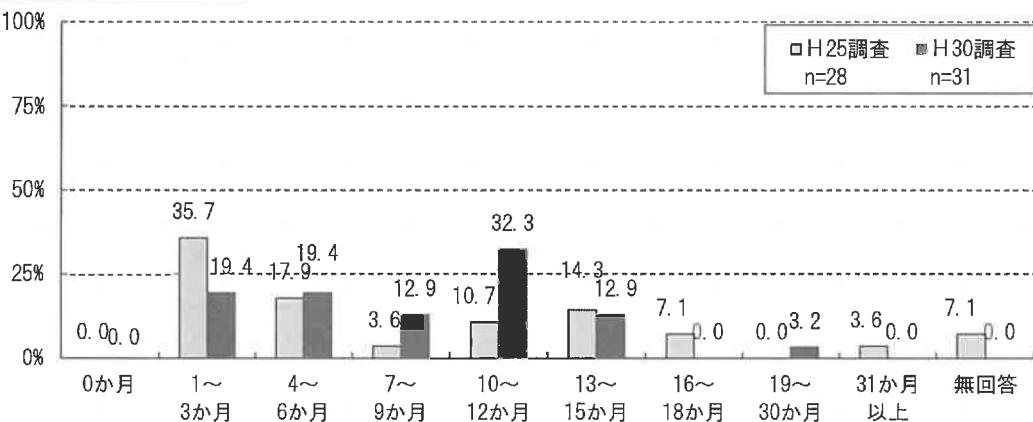


母親が育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢をみると、生後「10～12か月」(32.3%)の割合が最も高く、次いで「1～3か月」「4～6か月」(各19.4%)となっています。

前回調査(H25)との比較をみると、「1～3か月」では前回の割合を下回るもの、「4～12か月」では上回っていることから、育児休業の取得期間が長くなっている現状がうかがえます。

■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢

就学前児童（母親）

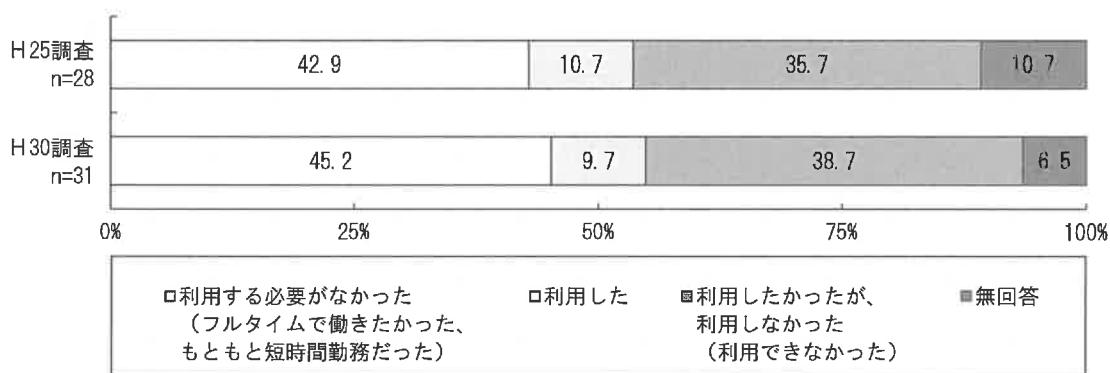


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は9.7%となり、前回調査(H25)と比較すると、1.0ポイント低くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況

就学前児童（母親）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



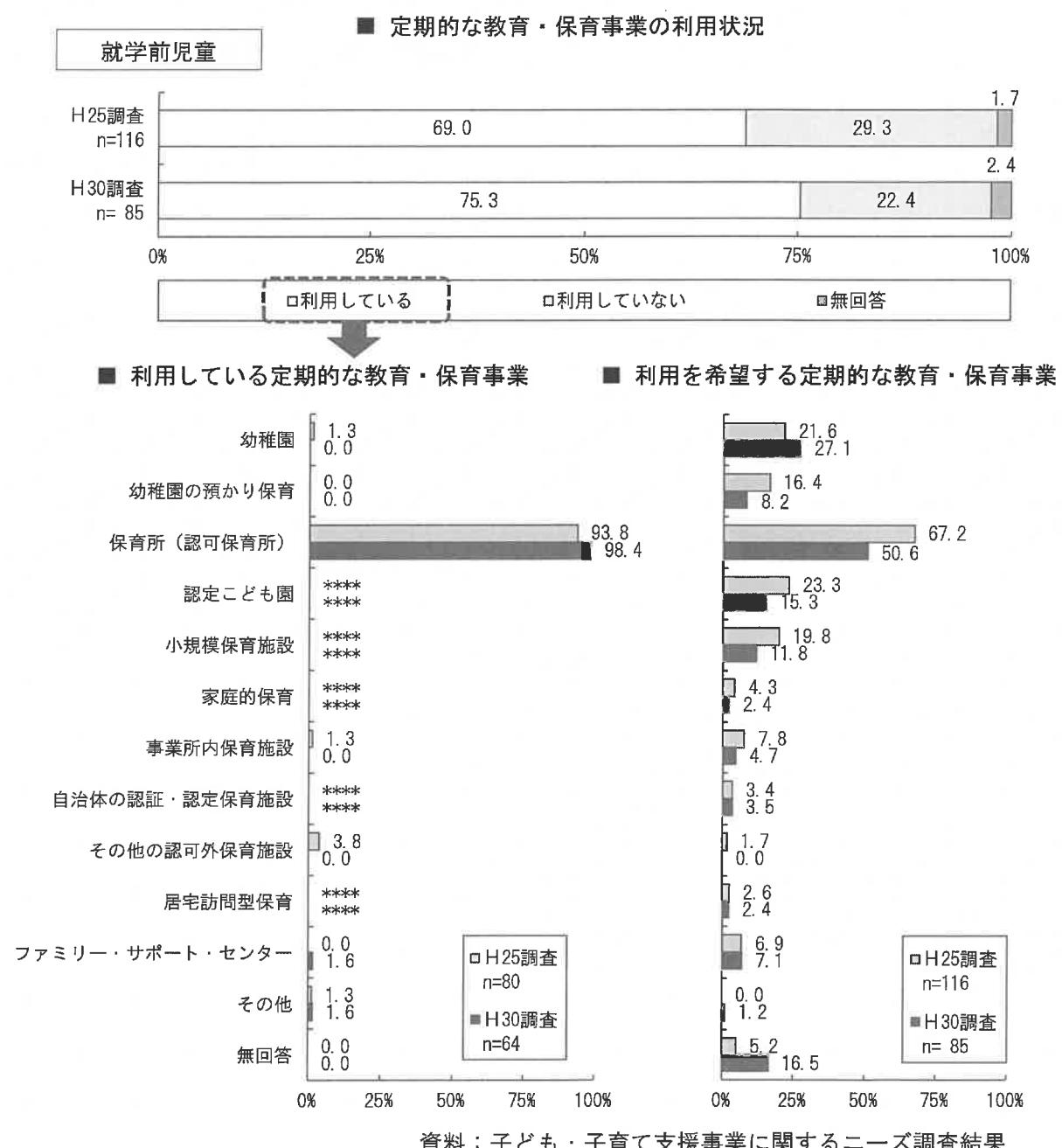
4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は75.3%となっています。

利用している教育・保育事業は、「保育所（認可保育所）」（98.4%）が大半を占めています。また、実際の利用と利用希望との差をみると、「保育所（認可保育所）」は47.8ポイント希望が低く、「幼稚園」で27.1ポイント、「認定こども園」で15.3ポイント希望が高くなっています。

前回調査（H25）との比較をみると、定期的な教育・保育事業の利用割合は6.3ポイント高く、利用している事業に大きな変化はありません。



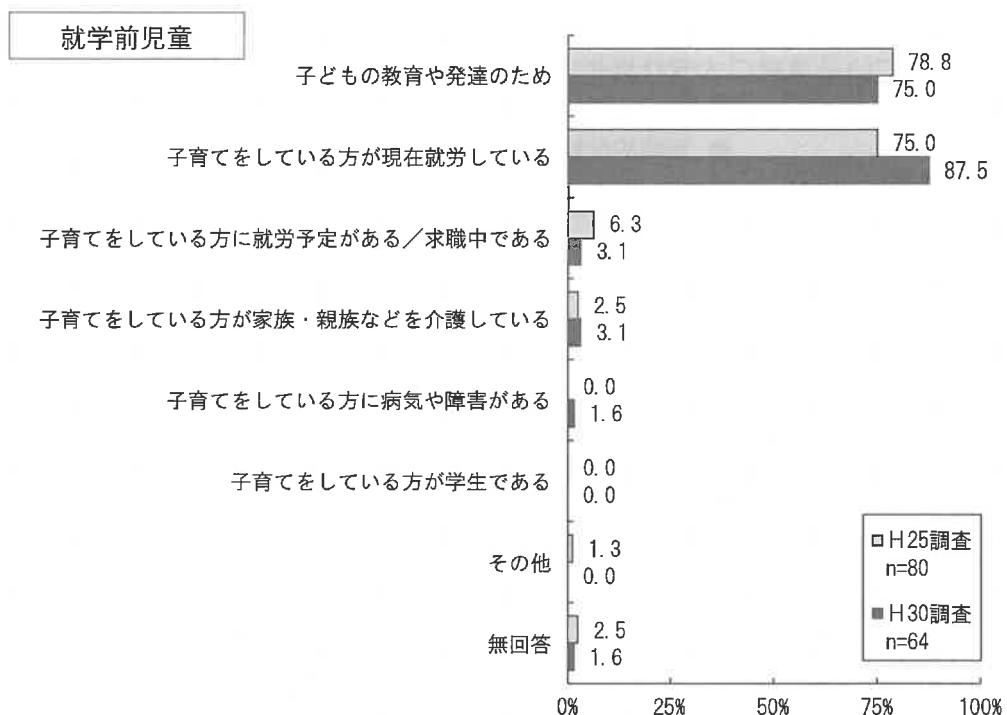


(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(87.5%)の割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(75.0%)となっています。

前回調査(H25)との比較をみると、「子育てをしている方が現在就労している」の割合は、12.5ポイント高くなっています。

■ 平日に教育・保育事業を利用している理由



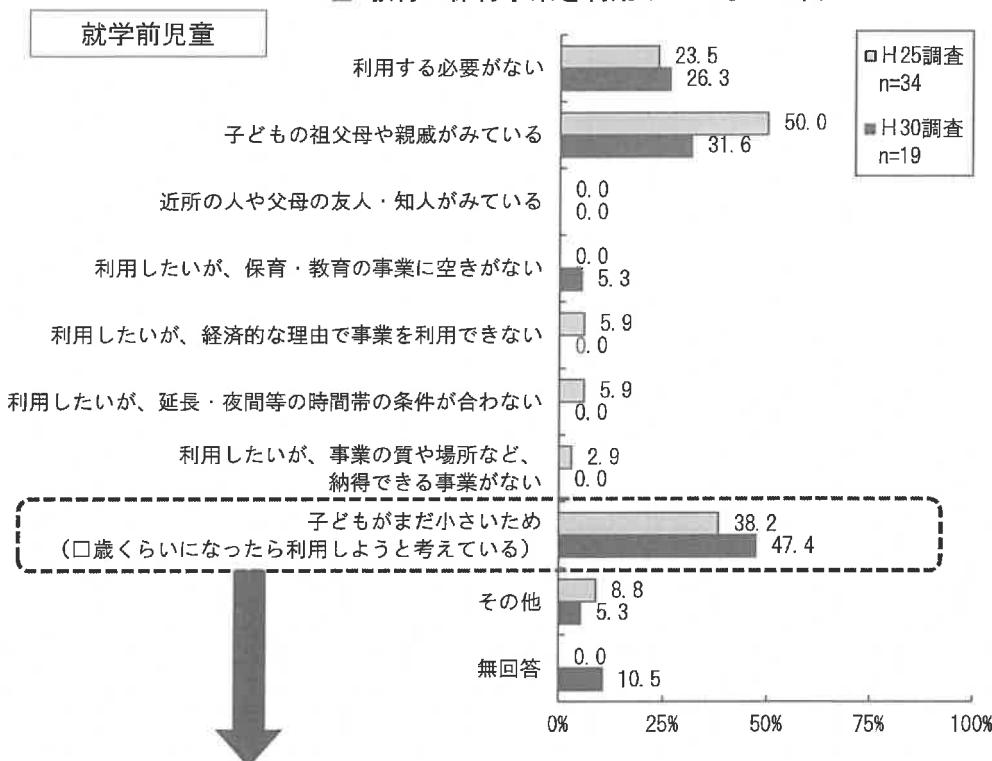
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



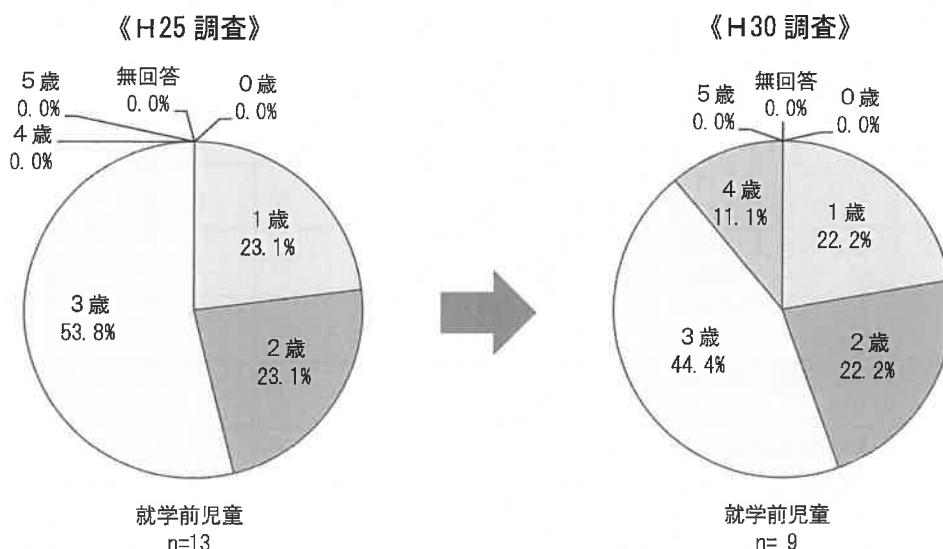
利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」（47.4%）、「子どもの祖父母や親戚がみている」（31.6%）の割合が高くなっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち大半は、「3歳」までに利用しようと考えています。

前回調査（H25）との比較をみると、「利用する必要がない」方は2.8ポイント高く、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」方は5.9ポイント低くなっています。

■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



5 施策の進捗評価

第一期計画は、7つの基本目標と53施策55事業により構成され、その結果として目標を達成できた4事業（7.3%）、推進できた25事業（45.5%）、実施中である17事業（30.9%）、実施したが見直しが必要な3事業（5.5%）、未実施の6事業（10.9%）という進捗評価となりました。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中	見直し必要	未実施
計画全体	55	4	25	17	3	6
基本目標1-1 地域における子育て支援 (保育サービスを主に)	13	2	5	5	1	0
(1)信頼関係とともに子育て支援体制を築くパートナーシップづくり	1	0	0	1	0	0
(2)コミュニティ活動の再評価とその意義づけ	1	1	0	0	0	0
(3)地域社会の人間関係づくりをベースに、地域の世話役活動の復活	1	0	0	1	0	0
(4)保育所の統廃合	1	1	0	0	0	0
(5)子育て支援センター設置の検討	1	0	1	0	0	0
(6)保護者負担の適切化（階層を緩やかに減少させ一律化を目指す）	1	0	0	1	0	0
(7)低年齢児保育は、家庭・地域の活力を最大限に活用	1	0	1	0	0	0
(8)父親の気づきの場を提供	1	0	0	1	0	0
(9)ふれあい体験の受入態勢の整備	1	0	0	1	0	0
(10)保育所と小学校の連携強化	1	0	0	0	1	0
(11)学習機会の提供	1	0	1	0	0	0
(12)危機管理マニュアルの策定、訓練の実施	1	0	1	0	0	0
(13)公園や遊具の修繕	1	0	1	0	0	0
基本目標1-2 地域における子育て支援 (保育サービス以外)	7	0	3	2	2	0
(1)保育所において地域の人材が活躍できる場の積極的な提供	1	0	0	1	0	0
(2)地域での自主活動に向けて積極的な支援、サークル等の育成	1	0	1	0	0	0
(3)ファミリー・サポート・センター開設の検討	1	0	0	0	1	0
(4)子育て家庭が参加しやすい社会づくり	1	0	0	0	1	0
(5)子育て支援団体の交流の場を提供	1	0	1	0	0	0
(6)各種支援団体の活動を体験できる場の提供	1	0	1	0	0	0
(7)嫁ぎたての女性に対する交流の機会の提供	1	0	0	1	0	0



施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中	見直し必要	未実施
基本目標2 職業生活と家庭生活との両立の推進等	6	0	1	2	0	3
(1)子育てにおける夫婦間の協力体制を築くための支援	1	0	0	0	0	1
(2)保健事業一覧表の充実、関連行事の地域社会への定着	1	0	1	0	0	0
(3)職業生活と家庭生活との両立支援のための啓発活動	1	0	0	0	0	1
(4)男女問わず、育児休業・休暇の取得率の向上	1	0	0	1	0	0
(5)放課後児童クラブ・一時保育の必要性の検討	1	0	0	1	0	0
(6)国レベルの課題への隨時要望	1	0	0	0	0	1
基本目標3 母性並びに乳幼児の健康確保及び増進	9	0	9	0	0	0
(1)信頼関係とともに子育て支援体制を築くパートナーシップづくり	1	0	1	0	0	0
(2)妊娠から育児までの支援環境を整える	1	0	1	0	0	0
(3)利用者の視点に立った健診体制の整備	1	0	1	0	0	0
(4)集団接種から個別接種への体制づくり	1	0	1	0	0	0
(5)歯科医でフッ素塗布ができる体制づくり	1	0	1	0	0	0
(6)総合的な相談窓口の設置	1	0	1	0	0	0
(7)母親教室の充実	1	0	1	0	0	0
(8)母性保護のため、特に産前休暇の取得率の向上と喫煙の影響を広報・啓発	1	0	1	0	0	0
(9)おやつの習慣づくり	1	0	1	0	0	0
基本目標4 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備	7	0	2	2	0	3
(1)地域の持つ資源（人材、施設等）を活かした地域活動の育成	1	0	0	0	0	1
(2)地域の活動拠点を中心とした異年齢交流の推進	1	0	0	0	0	1
(3)地域での自主活動に向けて積極的な支援、サークル等の育成	1	0	0	1	0	0
(4)各種団体の主催する行事等の募集及び参加の情報の一元化	1	0	1	0	0	0
(5)保育士の専門性を開放し、テーマのある保育の実践	1	0	0	0	0	1
(6)生きる力（社会力）を育てるため、学社融合による「地域と学校づくり」を中心とした魅力あふれる地域・学校づくりを推進	1	0	1	0	0	0
(7)社会で自立していくために必要な力を育てるための取組	1	0	0	1	0	0



施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中	見直し必要	未実施
基本目標5 子どもを育成する家庭に適し良質な住宅及び居住環境の確保	4	0	0	4	0	0
(1)宅地分譲の推進	1	0	0	1	0	0
(2)地域主導による子育てしやすい環境づくりの支援	1	0	0	1	0	0
(3)自治体としての子育てしやすい環境づくりの整備	1	0	0	1	0	0
(4)医療機関の体制整備に向け、関係機関とともに要望活動の展開	1	0	0	1	0	0
基本目標6 子ども等の安全の確保	6	2	3	1	0	0
(1)交通安全・事故防止等に向けた積極的な対策	1	0	1	0	0	0
(2)不審者の侵入等に備え、危機管理マニュアルの作成とその運用の徹底	2	1	1	0	0	0
(3)危険箇所等の把握と、その対策の速やかな実施	1	1	0	0	0	0
(4)危険箇所等の情報の一元化による総合的な危機管理	1	0	0	1	0	0
(5)地域住民と密着した防災体制の構築	1	0	1	0	0	0
基本目標7 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進	3	0	2	1	0	0
(1)虐待防止等ネットワークの体制づくりとその定例会の開催	1	0	1	0	0	0
(2)障がい等を持つ児童の早期発見と家庭への支援	1	0	1	0	0	0
(3)ひとり親家庭等の自立への支援	1	0	0	1	0	0



6 本村における子育て支援に関する課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第一期計画の施策進捗評価に基づき4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 子育てに関する公的な相談体制・支援の在り方

ニーズ調査の結果からは子育てする上で相談相手がないという人は約1割と少数で、ほとんどの方に相談相手がいる状況です。しかし、気軽に相談できる相手・場所として公的な相談機関の利用が少ない状況にあります。また、地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度の状況をみると、就学前児童・小学生の保護者でともに「やや満足」「満足」よりも「やや不満」「不満」が上回っている状況です。

2020（令和2）年度より、健康福祉課内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、併せて旧古口保育所内に「地域子育て支援拠点」を開設しながら、子育てに関する不安を解消し、安心して出産・育児ができるように、保護者の視点に立った相談しやすい環境の整備と保護者のニーズに沿った支援を検討する必要があります。

課題2 ニーズに対応した保育施策展開の在り方

希望する教育・保育事業を見ると、保育所の利用希望が圧倒的に多いことから、利用ニーズに対応できるよう保育環境の在り方について検討することが必要です。また、共働き世帯が増加しているため、産後の休業後・育児休業後でも安心して就労できる支援を検討する必要があります。

課題3 放課後児童クラブ（学童保育）の充実した事業内容の在り方

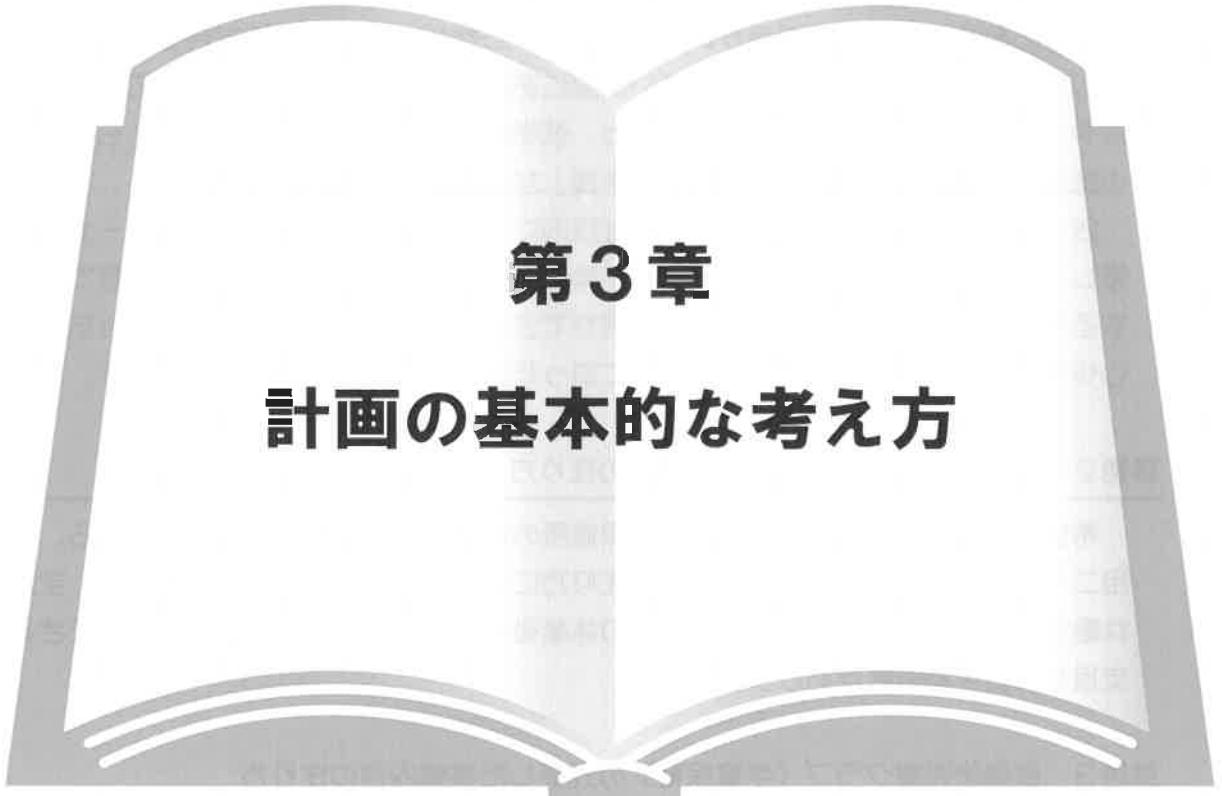
放課後の過ごし方として、放課後児童クラブ（学童保育）へのニーズが年々高まっています。ニーズ調査の結果をみても、小学校低学年では41.2%、高学年になると29.4%が利用を希望しております。

現在の利用では1年生から4年生までを原則対象としていますので、事業実施場所の充実とあわせて利用対象者枠の拡大を検討する必要があります。

課題4 要保護児童およびDVの対応などきめ細やかな取組の推進

児童虐待が年々深刻化しており、早期発見・早期対応が求められています。このため、保育所や学校、警察、児童相談所などの関係各所との連携体制を充実し、地域における子育て支援のネットワーク強化をすすめる必要があります。

また、児童虐待・DVについて相談しやすい環境を整備し、早期発見・早期対応・早期改善に向け体制を整備する必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

本村の子ども・子育て支援事業計画の目指す方向性として、第一期計画の基本理念を継承します。

安心して子育てができ、地域全体で子育てを支える
未来へつなぐ村づくり

これから戸沢村を担う子どもたちの人口は減少傾向にあります。村の宝である子どもたちが本村に生まれ、心身ともに健やかに育つことができるよう、保健・医療支援、福祉支援、教育支援、定住促進支援と一貫したきめ細かい子育て家庭を援護することで、少子化に歯止めをかけていくことが重要な課題となっています。そのためにも地域・家庭・保育所・学校・村・企業がより深く連携を図りながら、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進することで、子ども一人ひとりの個性や能力を大切にし、安心して子育てができ、未来へ希望が広がる村づくりを実施します。



2 計画の基本目標

基本目標1 地域における子育て支援

安心・安全を第一に、子どもを持つ家庭が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援サービスの充実を推進し、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成など、地域資源等の活用により地域全体で子育てしていく環境づくりを推進します。

基本目標2 職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るために、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しながら子育てを行える、働きやすい環境を整備するため、男性の育児参加促進、男女平等と共同参画の推進、子育てにやさしい職場環境づくりの推進に取組みます。

さらに国、県、事業主、関係団体の連携を図りながら子育てをしながら働きやすい職場環境づくりの啓発活動を推進します。

基本目標3 母性並びに乳幼児の健康確保及び増進

子どもと親の心身の健康を取り巻く環境も近年大きく変化しています。これまでの母子保健対策の取組の成果に加え、保育所、学校、関係機関や団体などの連携を強化し、保護者や家族の子育てに関する考え方を尊重しながら、地域ぐるみで母子保健を推進し安心して子どもを産み、子育てができる環境づくりを推進します。

基本目標4 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、様々な支援体制の充実に取組みます。

学校・家庭・地域のネットワークにより、安心して子育てができ、喜びを実感できる仕組みづくりを展開し、子どもが、豊かな心・健やかな身体・確かな学力を身につけ、大人となって社会に貢献できるよう、家庭・学校・地域が連携し教育環境の整備を推進します。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心して快適な生活が送れるよう、子育て家庭に配慮した快適でゆとりのある生活環境の整備を推進します。

また、子育てに伴う経済的負担の軽減も含めた子育て家庭に配慮・支援する総合的な村づくりを推進します。



基本目標 6 子ども等の安全の確保

近年、子どもの交通事故・犯罪被害の増加など、子どもを取り巻く環境の悪化が心配されます。子どもが安全に安心して暮らせる環境をつくるため、関係機関の連携を強化し、安心・安全の村づくりを強化します。

基本目標 7 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給をはじめ、充実した支援活動を整備するとともに、すべての子どもが、虐待を受けることなく、一人ひとりの人権が尊重され、どんな状況にある子どもでも、その心身の健全な成長を支える支援の充実を推進します。

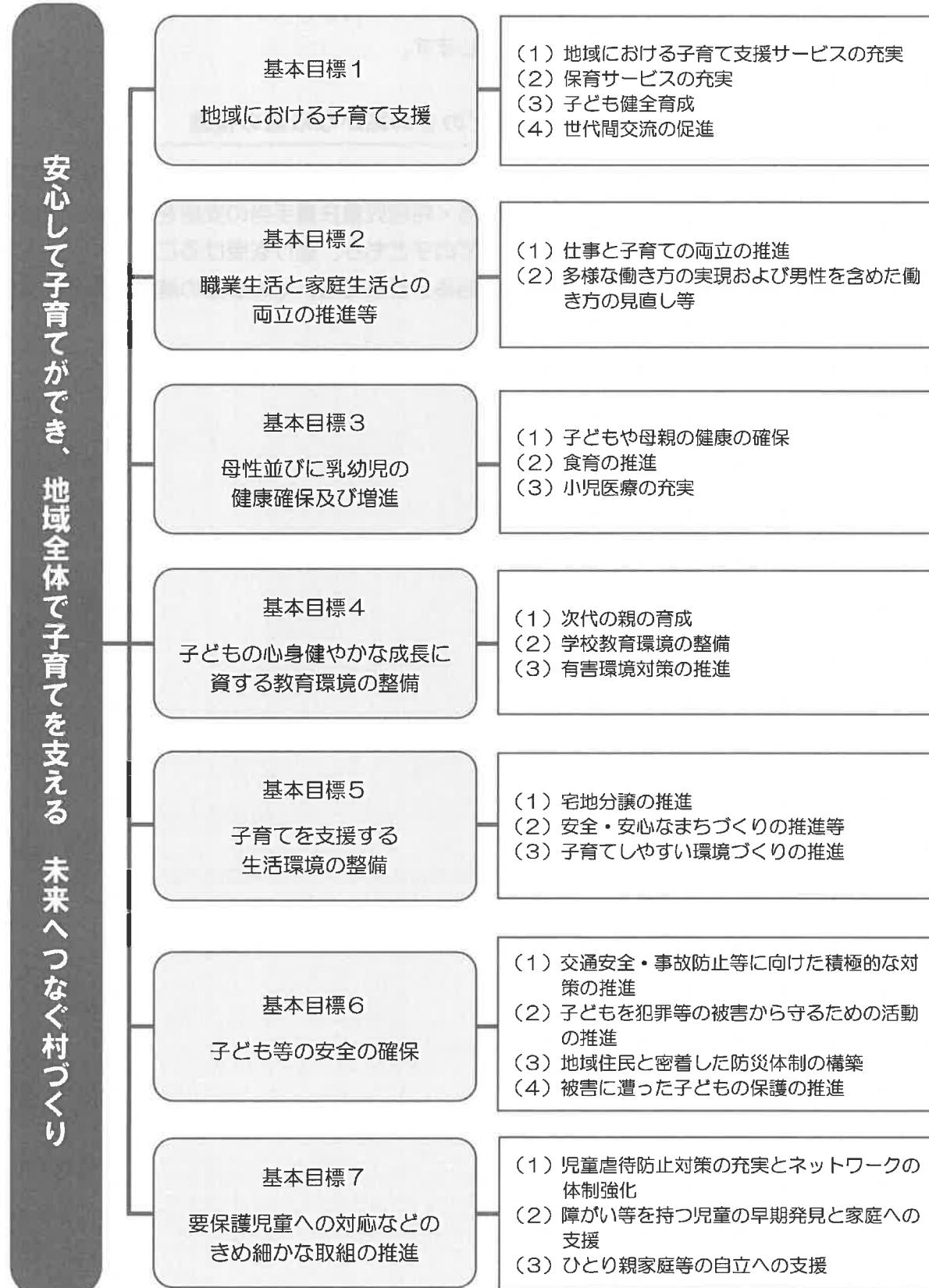


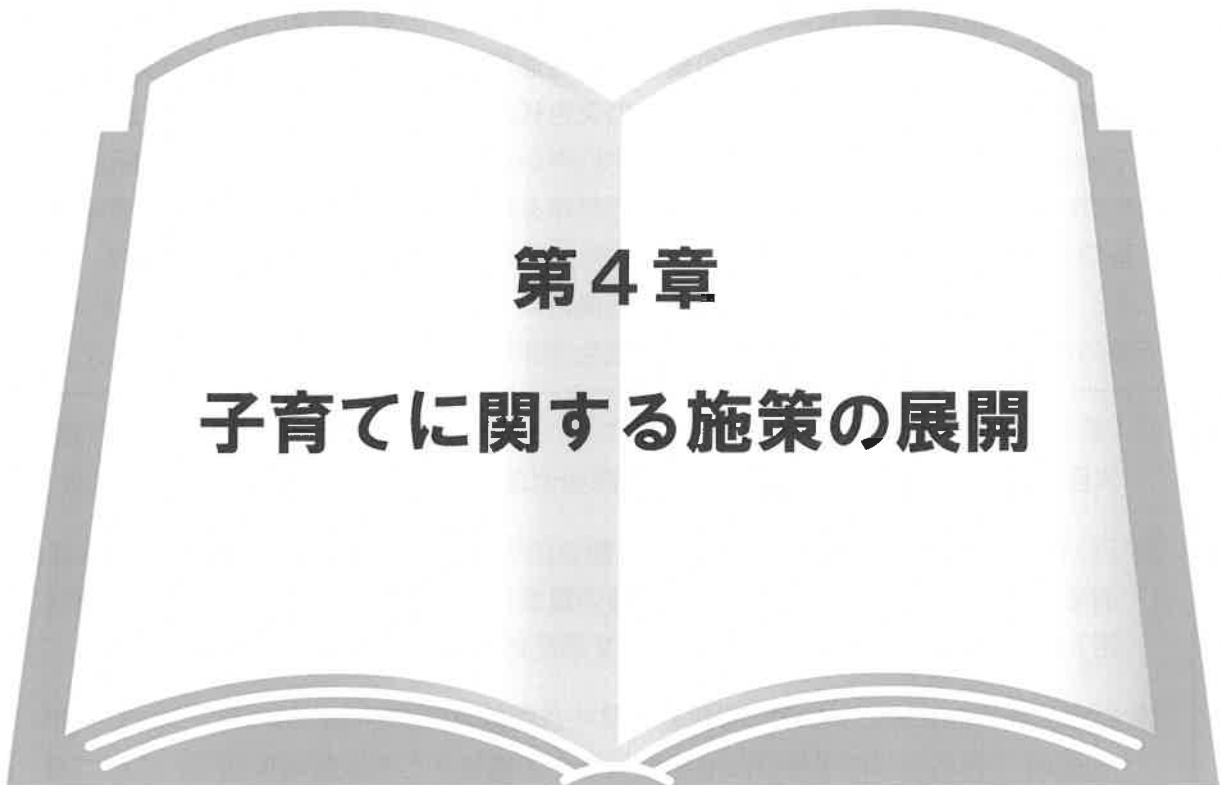
3 施策の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《推進施策》





第4章

子育てに関する施策の展開



第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」(以降「指針」という。)も改正され、については、2015(平成27)年4月から適用されました。

本村ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画(第一期計画)と一緒に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取組んでいます。今般、第一期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2019(令和元)年度までに行い、2020(令和2)年度からの5か年を期間とする本計画において改正後の指針に基づく当町に必要な施策を盛り込みました。の策定が望ましいとされています。

なお、今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本村の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえた結果、改正が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知)の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 2016(平成28)年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実について、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン(平成30年6月22日関係閣僚会議決定)や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実



第一期計画における施策の評価ランクは、以下のとおりです。

◆ 各施策の評価指標 ◆

- 「A」：目標を達成
- 「B」：推進できた
- 「C」：実施中である
- 「D」：実施したが見直しが必要
- 「E」：未実施



基本目標1 地域における子育て支援

推進施策（1）地域における子育て支援サービスの充実

子育てをしている家庭では、核家族化の進展、地域社会の関係の希薄化などにより、身近に相談できる人や協力してもらえる人が少なくなっており、子育てに対して不安や負担を感じながら孤立してしまうことも懸念されるため、すべての子育て家庭における児童の養育を支援し、子育てしやすい環境の整備を図ります。

①子育て世代包括支援センター設置事業	担当課：健康福祉課	評価：一
現状と課題		
◆多くの親が子育てに関する不安や負担を感じており、相談しやすい環境づくりが求められています。		
今後の方針		
◆2019（令和元）年度中に「子育て世代包括支援センター」を立ち上げ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を図ります。		
②子育てサークル等の育成と支援	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
◆地域の自主的活動を積極的に支援し、サークルやグループ化を図っています。		
今後の方針		
◆角川元気プロジェクトに対して支援を行い、今年度から新たにできる2グループに関しても協力をていきます。		
③すこやか教室事業	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
◆親子の遊び場や交流の場としての「すこやか教室」は毎月1回実施しています。		
◆母親同士の交流はありますが、父親が参加することはほとんどないので、父親も教室に参加しやすい体制や周知方法を検討する必要があります。		
今後の方針		
◆今後は父親の参加の増加に向け体制整備を図ります。		

**④子育て支援団体の交流の場を提供**

担当課：共育課

評価：B

現状と課題

- ◆読み聞かせボランティア、えほんの森（乳幼児向けの読み聞かせ）、若妻会に対し活動の場を提供しています。
- ◆保育所と連携し、読み聞かせボランティアへの母親世代の参加拡充が必要です。

今後の方針

- ◆子育て支援団体の交流の活性化や、体験できる機会が多くなるように支援の推進を図ります。

⑤保健事業一覧表の活用の推進

担当課：健康福祉課

評価：B

現状と課題

- ◆戸沢村保健事業一覧表を作成し、健康診断の日程、健康づくり教室、献血事業、すこやか教室等のスケジュール等を全戸配布したうえ、ホームページからダウンロードできるよう整備しています。
- ◆子育て家庭が参加しやすいよう、「保健事業一覧表」に各種地域活動を掲載することが必要です。

今後の方針

- ◆今後も「保健事業一覧表」の効果的な活用を周知していきます。

**⑥放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)**

担当課：健康福祉課

評価：B

現状と課題

- ◆2013（平成25）年度から戸沢村放課後児童クラブ事業を実施しており、共働きの家庭や留守家庭などの子どもを預かっています。
- ◆共働き家庭からは放課後児童クラブの実施が求められています。

今後の方針

- ◆今後も事業の推進を図ります。



推進施策（2）保育サービスの充実

保育のニーズの多様化が近年進み、特に低年齢児保育のニーズが多くなっています。若い世代の雇用を守り、働きやすい環境を整えることが必要であるため、保育所での多様なサービス提供が求められていることから、2018（平成30）年4月に新設統合保育所を開所し、低年齢児保育の実施と相談体制の強化に努めます。

また、一時保育の実施についても検討を行い、保育サービスの充実を図ります。

①低年齢児保育のための保育士の確保	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆2018（平成30）年4月に統合戸沢保育所を開所し、現在、0歳児の定員が10人、1・2歳児は各30人となっており、いずれも入所数に対する保育士の人数を満たしています。 ◆低年齢児・延長保育の需要が高まっているため、保育士の確保が絶対的な条件になります。今後も保育士の確保が大きな課題です。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆今後も法で定められた保育士の配置数にとらわれず保育所の実態に合わせ保育士数の確保に努めます。 		
②保育の質の向上	担当課：健康福祉課	評価：E
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆保育士の専門性を開放し、テーマのある保育の実践を図るため、保育所では、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するという保育の考え方（保育方針）のもと、その提供に努めています。 ◆これまでの入所児童の保育から、地域の子育て家庭の支援をも視野に入れて、保育士の持つ専門性を開放することが必要です。また、保育方針に基づいて提供することが必要です。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆体験に基づいた知識が得られるとともに、そうした機会が保護者の主体性によって隨時提供されることは、親にとっても子にとっても貴重な機会となります。そのテーマとして「伝承遊び」とし、地域の活動団体と協力して事業を推進します。 		
③延長保育事業の推進	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆共働き世帯が増えており、早朝・延長保育のニーズが高まっているため、時間外保育を実施しています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆引き続き早朝・延長保育を実施していきます。 		



④管外保育料補助事業	担当課：健康福祉課	評価：-
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆戸沢保育所には生後8か月以降入所可能ですが。産後の休業後及び育児休業後に8か月に満たない場合は保育所に入所させることができず、家庭によっては管外保育施設に預けざるを得ない状況となっています。 ◆戸沢保育所では土曜日は半日のみ開所しているため、共働き世帯では子どもの預け先に苦慮していることが課題となっています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆管外保育施設を利用した世帯には、保育料として一定の補助を行います。 3歳未満児：戸沢保育所に入所した場合の保育料と管外保育料差額を補助 3歳以上児：全額補助 		

推進施策（3）子ども健全育成

遊びを通じての仲間意識の形成が児童の社会性の発達に大きな影響を与えることから、児童が地域の中で自由に遊ぶことが必要です。

このため、親子のふれあいなど多様な学習体験機会の提供をすすめ、地域での活動を活発化していきます。さらに、子ども会活動を積極的に支援するとともに、地域ボランティアの協力を得て、子どもの健全育成を地域全体ですすめていきます。

①保育所と小学校の連携強化	担当課：健康福祉課・共育課	評価：D
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆年長の児童が小学校に入学するにあたり、どのような児童かを学校側に照会・協議を行い円滑に小学校に移行できるように連携を行っています。また、年長児と小学1年生が活動を共に行い交流を図っています。 ◆改訂された保育指針、学習指導要領の育成すべき資質・能力で子どもの成長という点での連携が不足しているため、幼児教育施設としての体制整備が課題です。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆今後も連携を強化し、交流の場の提供を積極的に行います。 		
②学習機会の提供 (保護者参観・祖父母参観)	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆未満児・以上児各年に1回保護者参観を実施し、お遊戯会に向けたりハーサルを祖父母に向けた参観日としています。 ◆祖父母に対する子育ての情報提供の場が少ない現状にあります。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆今後も教育委員会との連携を強化し、これらの提供に努めます。 		



推進施策（4）世代間交流の促進

古口地区の乙夜塾では、農耕文化の伝承に努め、門松づくり、雪中田植え、田んぼの学校等、四季を通じて活動しています。

各地域には元気な高齢者や子育て経験者がたくさんいるため、地域の社会資源を活用し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、保健協力員（母子保健推進員）と連携しながら世代間交流をすすめ、高齢者も含めた地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。

①ふれあい交流事業	担当課：保育所・健康福祉課	評価：C
現状と課題		
◆保育所において地域の人材が活躍できる場の積極的な提供を行っています。高齢者および保護者に施設整備と花壇・畑などの植栽整備を協力してもらっています。		
②嫁ぎたての女性に対する交流の機会の提供	担当課：共育課	評価：C
現状と課題		
◆交流の場として若妻会があり、村外の子育て支援施設に行き交流を図っています。また、戸沢村を知ってもらうために、村内めぐり（幻想の森、舟下り等）を行っています。		
◆若妻会が村内4地区（津谷、向名高、名高、神田）のみで、他地区で若妻会に入りたい方がいても参加できないことが課題です。		
③各種支援団体の活動を体験できる場の提供	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
◆老人クラブ連合会が主催、社会福祉協議会が事務局となり、三世代ゲートボール大会を開催し交流を図りながら老人クラブの活動を体験するなど、交流の場を提供しています。		
④ふれあい体験事業	担当課：健康福祉課・共有課	評価：C
現状と課題		
◆少子化により、幼児とふれあう機会が減少しているため、関係機関との連携により、幼児とふれあう体験ができる機会を提供しています。		
今後の方針		
◆小・中学校、高校生ボランティアなど行事的な要素でのふれあいはあるが、継続的にしっかりととして目的を共有してという点では停滞しているため、今後推進を図ります。		



基本目標2 職業生活と家庭生活との両立の推進等

推進施策（1）仕事と子育ての両立の推進

夫婦共働きの家庭が増加し続けている状況の中では、男女がともに家事や育児を分担し、家庭生活を築き上げることができるよう「仕事と生活の調和」の実現を目指していく必要があります。そのためには、男女の区別なく、これまでの仕事優先であった働き方を見直し、男女がともに健全な家庭生活を築いていくという認識が必要です。

ワークライフバランスが重要視されている昨今、男女がともに家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、男性を含めたすべての人が家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、これを妨げる職場慣行やその他の諸要因の緩和に向けて、労働者、事業主、地域住民等の社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などを関係団体と連携しながら推進を図ります。

①保健事業一覧表作成事業	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
◆妊娠期から育児期における各事業（母親教室・乳幼児健診・予防接種等）を一覧にまとめ、全戸配布しています。また、戸沢村のホームページからもダウンロードして内容をみることができます。		
②男女問わず、育児休業・休暇の取得率向上の推進	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
◆村内において一般事業主に該当する企業はありませんが、小規模な企業経営者と職場の仲間に対して、職業生活と家庭生活との両立支援ができるよう協力を求めるための啓発活動を行っています。		
◆企業経営者や職場の仲間に対する子育てへの理解が必要なため、企業への働きかけが求められています。		
今後の方針		
◆育児休業・休暇の取得率の向上のため広報活動の推進を図っていきます。		



③放課後子どもプラン推進事業	担当課：共育課	評価：C
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民の協力を得て、小学校では下校時のバスの見守り、通学合宿を行っている。中学校においては部活の外部指導を行っています。 ◆バス通学であるため、放課後学校に残っての活動が難しい状況にあります。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆今後も事業を継続し、地域と学校の結びつきを図ります。 		

推進施策（2）多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等

少子高齢化など生活をめぐる状況が変化していく中で、「男性は仕事、女性は家庭・子育て」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。

①男女共同参画の推進	担当課：まちづくり課	評価：C
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆戸沢村男女共同参画計画策定委員会の中で、外部策定委員より家庭生活で男女の平等な役割分担ができていないという課題が出されています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画に関する住民アンケート調査を実施し、村の現状を把握した上、戸沢村男女共同参画計画を策定します。5年後の村の姿を明確にし、1年毎の目標を立てます。 ◆男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会作りを行います。 		



基本目標3 母性並びに乳幼児の健康確保及び増進

推進施策（1）子どもや母親の健康の確保

核家族化の進展などによる社会環境の変化は、妊娠・出産・子育て不安を深刻化させており、母性並びに乳幼児の健康の確保が必要となっています。このため、妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実をすすめるとともに、総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、母性の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備をすすめていきます。

①妊娠から育児までの支援環境整備	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
◆各種保健事業を通じ、健康で安心して妊娠・出産できるよう支援するとともに、そのための環境を整えています。また、妊娠の届けから出産までの期間、妊娠の状態変化や異常が認められた場合、家族の支援が必要な場合などは、医療機関及び各関係部署が情報を共有し連携して対応しています。（出産後も同様）		
今後の方針		
◆今後も妊娠から子育て期まで、切れ目ない支援ができるよう関係機関等との連携を強化していきます。		
②母子健康手帳の交付	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
◆妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳の交付を全数行っています。		
今後の方針		
◆母子手帳交付時に保健師の個別面談を実施し、面談後、全交付者のアセスメントシートを作成します。この結果を受け、支援の必要な方には要支援カードと支援プランを作成し、切れ目なく支援していきます。 ◆他市町村との連携体制を整備します。		
③乳幼児健診事業	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
◆乳児健診は年6回、1歳6か月児健診および3歳児健診は年4回実施しています。訪問時に健診日程を知らせ、個別通知も行っているため、乳幼児健診の受診率は100%となっています。 ◆利用者の視点にたった健診のあり方を検討する必要があります。		
今後の方針		
◆乳幼児健診より子どもの心身の発達、発育を確認し、異常の早期発見や早期治療に結びつけ、母親の心身のケアができる体制づくり、乳幼児健診の場を活用した知識の普及に努めるなど、乳幼児健診の充実を図ります。		



④乳児家庭全戸訪問事業	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆「産後うつ」や虐待予防の観点から、初産、経産問わず全出産児に対し訪問を行っています。里帰り出産についても各市町村で連携して対応しています。また、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。 ◆出生届提出の際、家族から妊婦や新生児の情報を得ながら、自宅にいつごろ戻ってくるか把握する必要があります。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆産後うつと虐待予防の観点から初産や経産に関わらず出産した全員を訪問するなど、新生児・乳幼児訪問の充実を図ります。 		
⑤予防接種事業	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆赤ちゃん訪問や乳幼児健診時に予防接種のスケジュール表を渡し説明することで、接種率の向上を図っています。また、予防接種はすべて個別接種のため、村外接種もできるように、接種券で対応しています。 ◆保護者が予防接種の内容や注意事項を十分理解した上で子どもに接種させるという意識が必要です。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆接種率向上のため、保護者に正しい予防接種を理解してもらうよう周知を図ります。 		
⑥むし歯予防事業	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆1歳児歯科健診から就学前まで、3ヶ月ごとにフッ素塗布ができる体制となっています。また、1歳児から継続して記入する健診の問診票を使用し経過を見ながら指導しています。 ◆この体制は就学前までのため、その後は個人で歯科医を受診するような意識を高める必要があります。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆今後も事業の推進を図ります。 		



⑦母親教室の充実	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆母子健康手帳交付と同時に月1回母親教室を実施しています。妊娠中に貧血や妊娠糖尿病等が多いため妊娠中の食事や栄養バランスについての指導や妊娠の心身の状況を把握するためのアンケートも実施し、結果をもとにサポートしています。 ◆母親教室の参加者も1回あたり概ね1～2人と人数が少なく、妊婦同士の交流を図ることが難しい状態です。 		
今後の方針		
⑧母性保護事業	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆母性保護のため、特に産前休暇の取得率の向上と喫煙の影響について広報・啓発を行っています。また、母親教室の際も、喫煙の影響について説明しています。 ◆就労妊婦が妊娠中に異常をきたした際に、休みを取得しやすいように主治医から事業主に対して指示を出す「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用について周知を図っています。 		
今後の方針		
⑨妊婦健康診査事業	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆妊娠健康診査を受ける方に対し、その費用について上限を決め公費負担しており、受診率はほぼ100%で推移しています。 ◆検査結果で要治療・要経過観察となる割合は増加傾向であり、増加した項目としては切迫早産、クラミジア、耐糖能異常、貧血となっています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆切迫早産、妊娠糖尿病の人数が多く、妊娠中の食生活についてアプローチしていく必要があります。 		



推進施策（2）食育の推進

朝食欠食などの食習慣の乱れが、子どもの心と体の健康問題に大きく影響しています。乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成や家族の関係づくり、心身の健全な育成を図るために関係機関が連携し、乳幼児期から思春期発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行っていきます。

①おやつの習慣づくりの推進	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆おやつが子どもの健康に及ぼす影響について、歯科健診時に歯科衛生士から家庭での状況を聞き取りしてもらい個別に指導してもらっています。 ◆おやつの与え方として「子どもが要求したとき」「子どもをなだめるとき」と答える人が多く、時間に関係なくおやつを与えるという地域性があるため、おやつが子どもの健康に及ぼす影響の周知が必要です。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆あらゆる機会を通して、大人が子どもに時間や健康を考慮せずにおやつを与える習慣を改善します。（保健推進員研修での知識の普及、各地区での健康相談、母親教室等） 		
②子どもの食育・栄養相談	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆食育強化月間（6月）に学校において掲示物による食育指導や栄養士による食育授業を開催するとともに、10月には中学生を対象とした朝食摂取状況を実施しています。 ◆保育所において保健・食育計画を策定しており、食事を通して様々な知識・経験が身に着くようにしています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆食生活改善推進協議会において親子の食育教室を実施し、食育活動の強化を推進していきます。 		



推進施策（3）小児医療の充実

少子化が進行する社会において、生まれた子どもが健やかに育つよう支援することは、小児医療の主要な課題になっています。小児医療機関の少なさや医療機関の連携のあり方などが問題となっている状況も踏まえ、管内の小児科の休日・夜間診療などの緊急医療体制の整備や入院治療に対応した二次医療などの確保に向け、県や近隣市町村及び関係機関との連携を図っていきます。

①子育て支援医療費の助成	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none">◆中学生までについて医療保険該当分の医療費（外来・入院）を全額助成しています。また、2018（平成30）年4月から助成対象を高校生までに拡大しました。◆子育て家庭が安心できるような医療体制が求められています。		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none">◆今後も継続して実施していきます。		



基本目標4 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備

推進施策（1）次代の親の育成

児童館や公民館をはじめ地域にある施設を利用し、地域の人材の持つ能力を活用した多様な活動形態を検討します。

子育ての楽しさや、子どもを生み育てるこの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さ等について啓発していくことが必要です。

学校教育においては、体験学習等さまざまな教育活動を通して、異年齢の子どもたちや世代間の交流をすすめ、社会性・人間性の育成に努めます。

住み慣れた地域で安心して子育てに専念できるよう、保健・医療・福祉・教育等が連携した体制の整備が必要です。さらに、子育て中の親や子育てに関心を持つ人がつながりを持てるような支援を図ります。

①旧古口児童館開放事業	担当課：社会福祉協議会 健康福祉課	評価：E
現状と課題		
◆旧児童館の利用について、異年齢交流ができるよう対象を広げることが必要です。		
今後の方針		
◆2019（令和元）年度中に社会福祉協議会が移転する予定であるため、施策実施に向け動きます。 ◆地域にある施設を利用し、地域の人材の持つ能力を活用した多様な活動形態を検討します。		
②地域の世話役活動の復活	担当課：社会福祉協議会 健康福祉課	評価：C
現状と課題		
◆社会福祉協議会が主導となり、つどいの場として各地区公民館にて、それぞれの地区から選定された世話人の協力のもと、地域の高齢者を対象とし、もの作り・体操等を行い、健康推進を図っています。 ◆保健センターにおいて、世話人の研修会を実施し、地域の状況や課題の情報交換等を行っています。		
今後の方針		
◆今後も地域住民と行政が協働して、地域の人間関係を深めるための施策を検討します。		



③コミュニティ活動の再評価とその意義 づけ	担当課：共育課	評価：C
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関が機能しながら通学合宿を地域ごとに行ってています。こうした取組を通して地域の人間関係づくり、地域の行事等の意義を感じる機会としています。 ◆通学合宿の主催側が高齢化しており、保護者世代の取り込みが必要です。 		
④地域活動団体育成事業	担当課：健康福祉課・共育課	評価：C
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆元気な高齢者等の人的資源を活用し、居場所づくりをすすめています。 ◆地域活動は効果的に継続されているが、世代交代・地域内での三世代交流などを推奨していく必要があります。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆より多くの人材育成のための交流の場が必要となり、公は場の提供等の支援をし、民は講師等のマンパワーの発揮、という役割分担で推進していきます。 		

推進施策（2）学校教育環境の整備

子どもの生きる力となる健やかな体と豊かな心は、家庭はもちろん集団の中において培われるものもあるため、一人ひとりの個性を大切にした学校教育の充実を図ることが重要です。

学校においては、学力を身につけるだけでなく、自制心や自立心、思いやりや助け合いの心、社会的なマナー・モラル、さらには健やかな体を育成することなどが必要です。そのため、子どもたちとのふれあいを大切にしながら活気ある学校づくりに取組み、教職員の資質の向上、開かれた学校として学校評価の公表と地区懇談会等の充実を図る必要があります。

①学社融合による「地域と学校づくり」の推進	担当課：共育課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆「開かれた学校づくり」を目指し、地域の素材や人材を積極的に活用するとともに、地域や保護者の願いを取り入れながら教育活動を展開し、広い関わりの中で児童生徒の「生きる力（社会力）」を育成しています。 ◆多様な経験と世代間交流によって、「ふるさと」への愛着が高くなることから、地域教育活動への子どもの積極的な参加を促しています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆学校の統合を踏まえ活動やカリキュラムを見直しながら、地域の教育力を活用して推進を図ります。 		



②地域と学校づくり推進会議	担当課：健康福祉課・共育課	評価：C
現状と課題		
<p>◆社会で自立していくために必要な力を育てるための取組として、学校・家庭・地域・教育委員会が有機的に結びつき、各地域の学校づくりの情報交換を行うとともに村全体で児童生徒の健全育成支援及び村民の生涯学習の振興を図っています。</p> <p>◆学校地域推進本部として機能していく必要があります。</p>		
今後の方針		
<p>◆支援計画の作成は共育プラン見直しの中で、育成すべき資質・能力の明確化の中で共有していきます。</p>		

推進施策（3）有害環境対策の推進

スマートフォン等の普及に伴い、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）によるいじめ、自殺、児童を標的にした誘拐、監禁事件が続発しており、自治体、学校現場、保護者、警察が連携して、不審者情報の共有やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）利用の際の注意点や情報モラルについて研修や、広報啓発活動が必要です。

①適切なスマートフォン等の利用に関する啓発	担当課：共育課・学校	評価：C
現状と課題		
<p>◆小学5、6年生と中学生を対象に年一回外部から講師を招いて情報モラル学習を実施している。また、年3回の頻度でメディアコントロール学習を行っており、インターネットの安全な利用を推進しています。</p> <p>◆上記児童の保護者に対しても学習会を行っており、家庭での安全なインターネットの利用を図っています。</p> <p>◆保護者世代のメディアリテラシーの育成が必要です。</p>		
今後の方針		
<p>◆小学4年生以下の児童とその保護者についても学習会を実施し、インターネットの利用に伴うトラブルが無いよう啓発していきます。</p>		



基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

推進施策（1）宅地分譲の推進

以前より宅地造成等の希望があるものの、結婚を期に新庄市等に転出するケースが多くなっていることから、人口減少の歯止めに、また住民ニーズに応えるために、遊休地等を子育て世代にやさしい、割安な住宅地の分譲・子育て住宅の建設を推進します。

①定住促進住宅建設事業	担当課：総務課	評価：C
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆村施設跡地等に40歳未満の夫婦もしくは配偶者及び中学生以下の子がいる世帯を入居対象とした定住促進住宅をこれまで9棟建設しています。 ◆単に土地を売るのではなく、ライフスタイルを提案し、その賛同者とともに事業を実施するコーポラティブ方式など、様々な手法を検討する必要があります。 		
<p>今後の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆今後も古口小学校跡地に定住促進住宅を建設する計画があります。 		

推進施策（2）安全・安心なまちづくりの推進等

地域の道路等の整備のため、危険箇所等の把握と、速やかな対策の実施を行っています。また、危険箇所等の情報は一元化による総合的な危機管理体制の整備を図ります。

①危険箇所点検業務	担当課：共育課 学校・P T A 保育所 健康福祉課	評価：A
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆年1～2回、通学路の危険箇所をP T Aからあげてもらい、関係機関で共有し、また年1回関係機関でチェックをして危険箇所の解消を行っています。 <p>今後の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆継続して実施していきます。 		



②危機管理業務	担当課：危機対策課 共育課 健康福祉課	評価：C
現状と課題		
<p>◆村内における土砂災害・洪水災害危険箇所及び避難所等を網羅した防災マップを作成し全戸配布を行いました。防犯や幼児バスの運行については、マニュアルを作成しながら対応しています。</p> <p>◆豪雨等の災害時については、情報の流れや、避難場所になった時の教員の対応などについて、見直し・確認の必要があります。</p>		
今後の方針		
<p>◆マニュアルは随時内容を更新し、業務の推進を図ります。</p>		

推進施策（3）子育てしやすい環境づくりの推進

近くの公民館や公共施設で活用が図れるよう、地区会と地域住民が調整できる機会を設けるなど、地域主導による子育てしやすい環境づくりへの支援を行っています。また、児童福祉施設等の遊具の点検等を実施し、修繕計画の策定・予算確保を行うとともに、緊急を要する場合は個々に適切な対応をするなど、子育てしやすい環境づくりの整備を図ります。

①児童遊園設置事業	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
<p>◆児童遊園は現在11か所設置しています。子どもの遊び場の環境を作る為、児童遊園地の維持管理を各地区会に委託し、遊具を修繕・新規に設置する場合にはそれぞれ1/2・2/3の額を補助しています。</p> <p>◆各地区で対応していますが、老朽化が目立つため、更新が必要となっています。</p>		
今後の方針		
<p>◆今後も公園や遊具に対する修繕費の確保、適正な管理と迅速な対応を行っていきます。</p>		
②子どもの遊び広場の提供	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
<p>◆未就学児を対象に、生涯学習センター（旧神田小学校）で遊び場を無料で開放しています。</p> <p>◆雨の日の遊び場や近くに「遊び場がない」「仲間もいない」という声があり、また、大型の遊具を備えた子どもの遊び場の要望が数多くあります。</p>		
今後の方針		
<p>◆子育て世帯の交流の場の促進として、大型の遊具を備えた子どもの遊び場の開設を検討していきます。</p>		



基本目標6 子ども等の安全の確保

推進施策（1）交通安全・事故防止等に向けた積極的な対策の推進

交通量の多い国道・県道が通学路になっており、道路の横断等危険箇所も多いため、交通安全団体、学校、PTA等と連携し、子どもたちの登下校の安全確保を図ります。

①交通安全教室の開催	担当課：住民税務課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆月に数回幼児交通安全教室を開催し、交通安全、防犯、海での注意事項、冬道の交通・雪崩等、季節に合わせ指導を行っています。また、保護者に対して年1・2回の頻度で交通安全教室を開催しています。 ◆共働き世帯が多くなったため親子で教室に参加する家庭が少なくなっています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆父母だけでなく祖父母を含め交通安全教室への参加を促し、継続して実施していきます。 		
②指導者講習会の開催	担当課：住民税務課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆交通安全母の会会員、交通安全協会会員、安全運転管理者等の指導者講習会等を毎年開催しています。 ◆各会員が高齢化しています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆継続して実施していきます。 		



推進施策（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

国道47号・JR陸羽西線が東西に貫通していることで、不特定多数の人々が往来しています。子どもが集団生活を営む保育所・学校等では対策を講じてはいますが、不審者が侵入した際の安全対策は万全とは言えません。登下校時間帯は「地域見守り協力隊」によるボランティア活動により子どもの安全確保に努めます。

①保育所危機管理マニュアル作成	担当課：健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆全国各地で、不特定多数かつ無作為の犯罪が多発しているため、不審者に対する危機管理マニュアルを作成し運用の徹底を図っています。 ◆保育所は子どもと保育士等で活動していることから、有事の際の対応が懸念されます。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆今後も不審者の侵入に備え、対応マニュアルを作成し、運用の徹底を図ります。 		
②地域見守り協力隊との連携	担当課：共育課	評価：A
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆登下校時間帯は「地域見守り協力隊」によるボランティア活動により子どもの安全確保に努めています。 ◆報告・連絡・相談及び関係機関との連携はスピーディーになっています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆今後も連携を図り、活動の推進を図ります。 		
③防犯灯の設置	担当課：危機対策室	評価：C
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆各地区会、教育委員会等からの要望に基づき、適切に設置しています。 ◆地区会所有の防犯灯のLED化を進めている。また、年20基程度の防犯灯設置費用を予算化し整備を進めています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆継続して実施していきます。 		
④「子ども110番」活動への支援	担当課：学校・PTA	評価：C
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆戸沢学区8か所、古口学区6か所、角川学区6か所設置しています。 ◆地区で片寄りがあり、設置していない地区もあります。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆活動のさらなる推進を図ります。 		



推進施策（3）地域住民と密着した防災体制の構築

消防については、春季演習、操法大会、秋季演習を実施し、地区単位で防災訓練、保育所や学校では避難訓練を実施しています。また、防火座談会を実施し、地域住民の防災に関する意識の醸成を図ります。

①防災訓練・避難訓練の実施	担当課：危機対策課 健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆2018（平成30）年の豪雨災害を踏まえて実効性がある防災力・消防力が構築できるように、定期的に消防、水防、防災訓練を実施しています。また、村内各地区においても自主防災組織で防災訓練を行っています。 ◆児童から高齢者まで、防災思想の普及・啓発が必要となっています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民の身近なところで訓練を実施し、防災に関する意識の醸成を図ります。 		
②危機管理マニュアル策定業務	担当課：危機対策室	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆災害発生時における職員の動員配備体制、災害発生時における事務分掌、戸沢村職員防災初動マニュアルが整備されています。避難訓練は机上で実施しています。 ◆災害時村外居住職員の参集体制が課題となっています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆随時マニュアルの見直し、訓練の実施を行っていきます。 		

推進施策（4）被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するためのカウンセリングや保護者に対する助言を行うなど、学校等関係機関と連携した保護体制づくりをすすめます。

①子どもの保護といじめ防止の推進	担当課：共育課	評価：C
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆学校のいじめ防止基本方針を策定しており、いじめ事案対策連絡協議会を設置するなど、いじめの防止に努めています。実際にいじめが発生した場合は、事案対応委員会を開催し、保護の推進を行っています。 ◆年度初めにいじめの定義について保護者に周知しています。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆SNSを使つたいじめを防止するため適切なスマートフォン等の利用について啓発を行っていきます。 		



基本目標7 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進

推進施策（1）児童虐待防止対策の充実とネットワークの体制強化

児童虐待が年々深刻化しており、早期発見・早期対応が求められています。このため、保育所（園）等や学校等との連携・協力や「要保護児童対策地域協議会」等による連絡・連携体制の充実を図るとともに、地域における子育て支援のネットワーク強化をすすめ、児童虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。

①要保護児童対策地域協議会の充実	担当課：民生児童委員 学校 共育課 各専門機関 健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ◆情報交換、共有化、連携、啓発活動については年数回実務者会議を開催し、必要に応じ個別ケース検討会を開催して協議を行っています。また、民生・児童委員と月1回定例会を開催し、虐待等の情報交換を行っています。 ◆情報共有や関係機関との連携に努めているものの、情報の一元化が難しく、また、困難ケースが多く、終結まで至ることは少ない状況です。 		
今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ◆県担当課、児童相談所、警察等の関係各所と連携を行い、事態が悪化しないよう努めていきます。 		



推進施策（2）障がい等を持つ児童の早期発見と家庭への支援

少子社会においても、障がい等を持つ児童が多くなっています。また、保護者が子どもの発育を受けとめるよう関わることが必要ですが、なかなか受けとめられないケースもあります。

妊婦及び乳幼児健康診査等は、疾病や異常の早期発見の機会及び疾病の発生予防を保健指導に結びつける機会として重要な健康診査です。このため、妊婦及び乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図り、身体面の発育不良、視聴覚障害、発達障害、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、保護者の育児不安の解消に努めます。

①障がい者自立支援事業	担当課：学校 共育課 健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<p>◆障がい児を対象としたサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行っています。</p>		
今後の方針		
<p>◆引き続き支援を行っていきます。</p>		
②特別支援教育就学奨励補助	担当課：学校 共育課 健康福祉課	評価：B
現状と課題		
<p>◆小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者を対象に、教育関係経費について補助を行っています。</p>		
今後の方針		
<p>◆今後も継続して補助を実施していきます。</p>		
③健康診査等の推進	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
<p>◆乳幼児健診や保育所の現場で、保健師および保育士が、障がいの原因となる疾病等の早期発見のために状況を隨時確認しています。</p>		
今後の方針		
<p>◆健診での早期発見、保育所での観察、親への指導に努めるとともに、相談等ができるように支援を行っていきます。</p>		

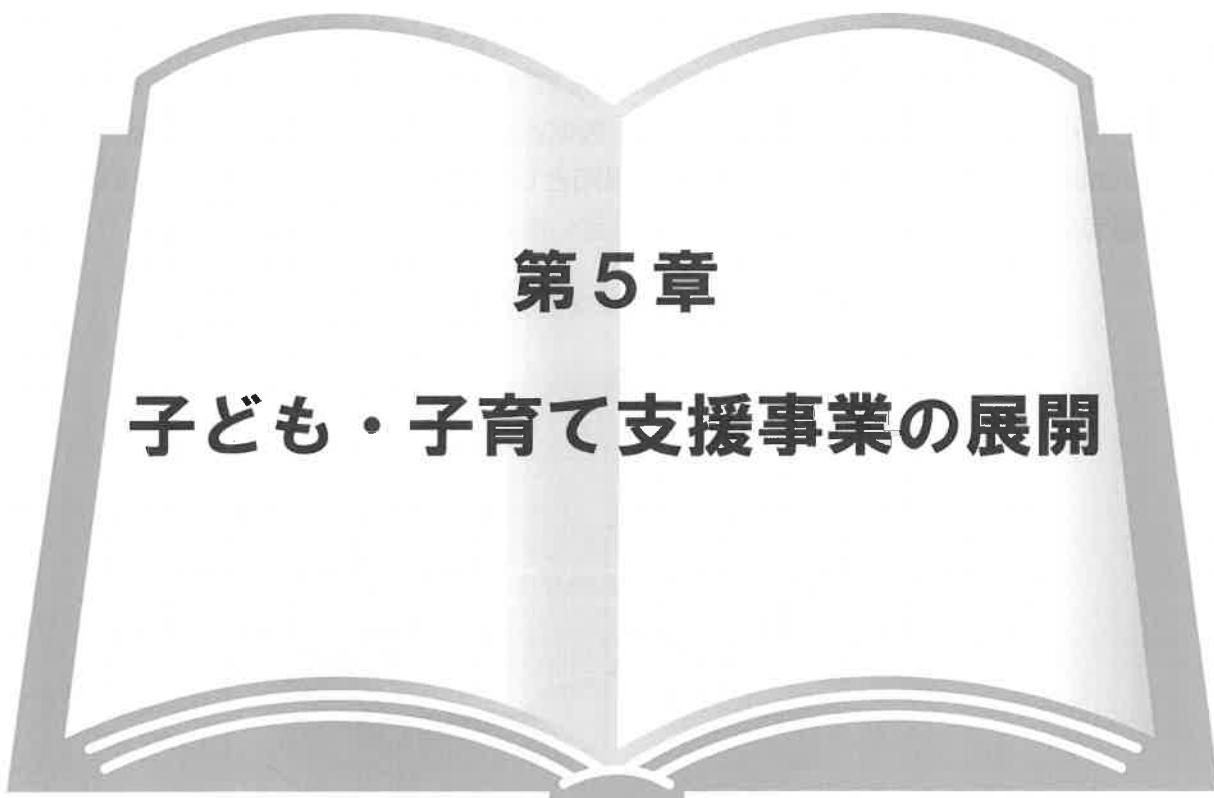


推進施策（3）ひとり親家庭等の自立への支援

離婚や不慮の事故などによって母子家庭や父子家庭となった、いわゆる「ひとり親家庭」への支援が課題となっています。特に、母子家庭の場合は、就業面で不利な状況に置かれることが多いほか、養育費も得られにくいなど、経済的、精神的に不安定な状況に置かれるケースが多いようです。

このため、母子家庭を中心としたひとり親等に対する相談・支援体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供とともに、経済的支援や生活実態に応じた支援に努めます。

①児童扶養手当の支給	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
◆ 「児童扶養手当法」に基づき手当の支給を行っています。		
②就業支援	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
◆ 県のひとり親家庭福祉業務として、資格取得応援事業、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付事業等を実施しているため、相談等があれば関係機関に繋ぎ、就業支援を行っています。		
③生活安定相談	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
◆ 「ひとり親福祉のしおり」を配布し、相談窓口や様々な給付金等について紹介を行っています。		
④母子寡婦福祉資金の貸付	担当課：健康福祉課	評価：C
現状と課題		
◆ 民生児童委員協議会および社会福祉協議会と連携し、福祉貸付資金および経済支援を行っています。		
今後の方針		
◆ 引き続き実施していきます。		



第5章

子ども・子育て支援事業の展開

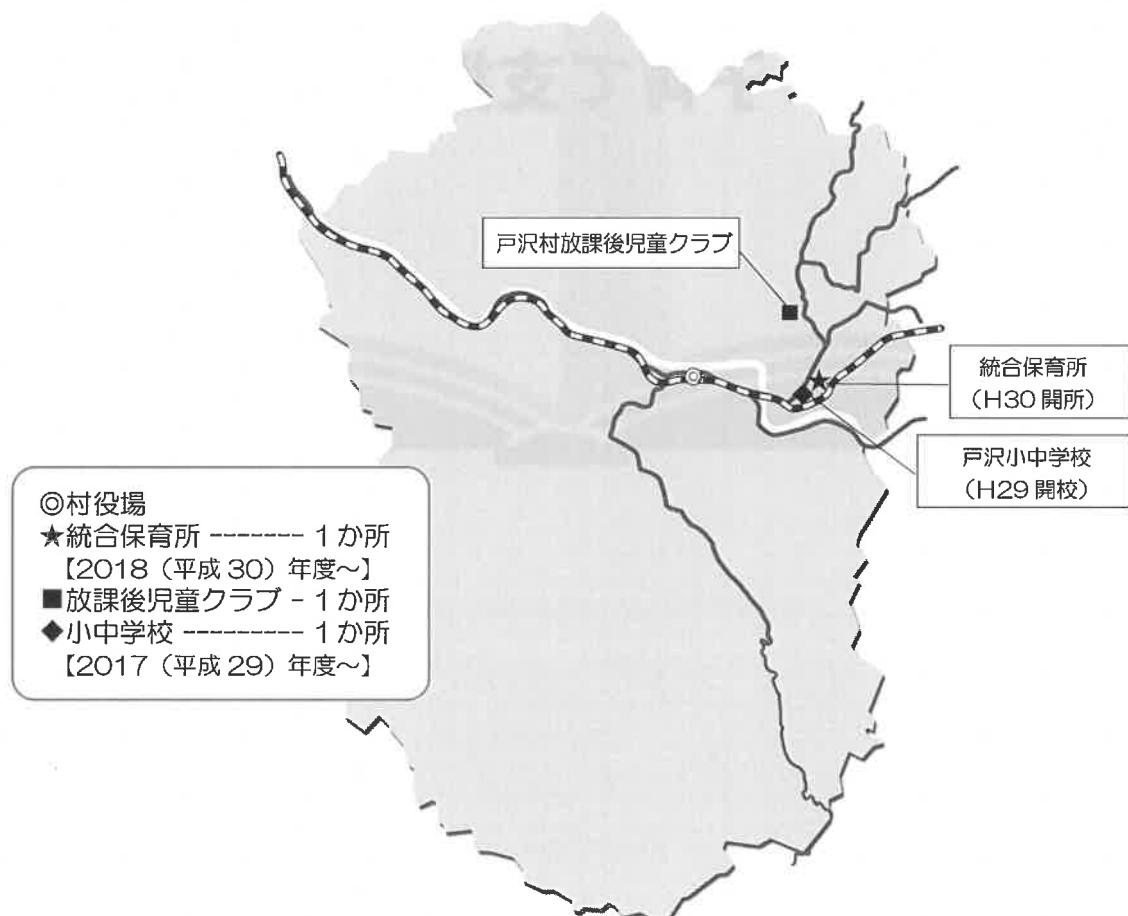


第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

本村では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、教育・保育事業の現在の利用状況や今後の施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域についても検討した結果、2013（平成25）年度に4小学校が統合したことにより村内1校区となりました。保育所も4保育所を統合し2018（平成30）年度から新設統合保育所として開所して、事業展開をしていることを踏まえて、各提供区域は1区域として設定しました。

■ 戸沢村子ども・子育て支援事業関連施設の位置図



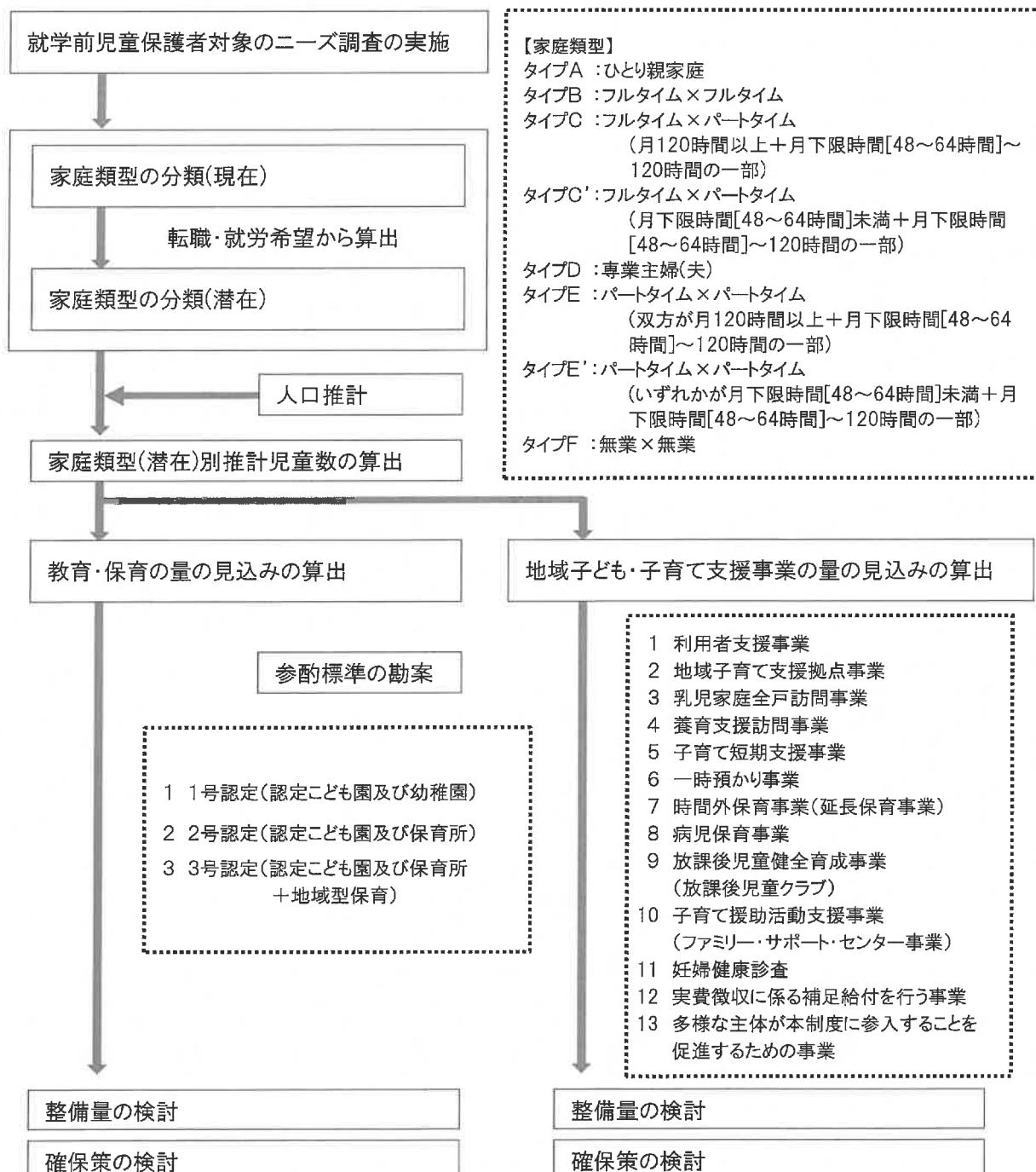


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本村の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





(2) 子ども人口の推計

本村の子ども人口の推計について、0～5歳では2017（平成29）年の141人から2024（令和6）年には103人と推計され38人（27.0%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2017（平成29）年の177人から2024（令和6）年には146人と推計され70人（17.5%）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

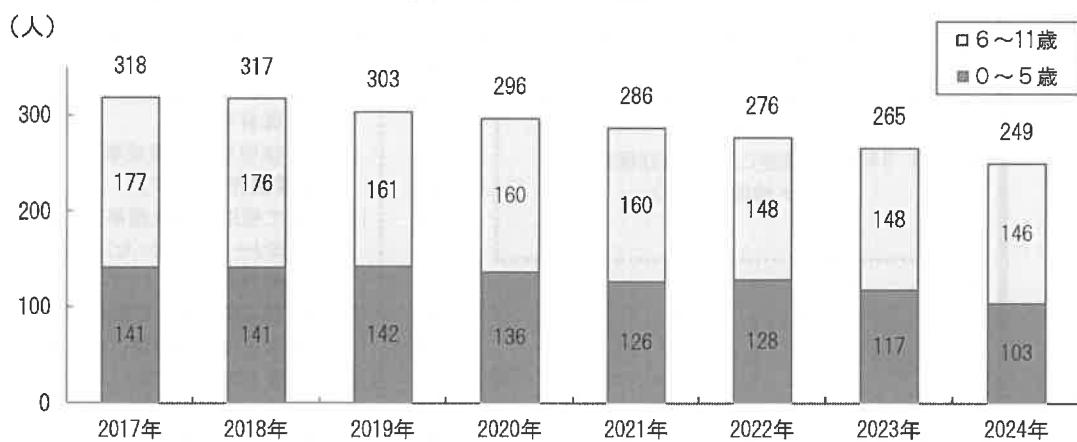
単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～11歳	318	317	303	296	286	276	265	249
0歳	24	26	21	19	17	17	15	13
1歳	16	26	28	20	20	18	18	16
2歳	27	15	25	27	19	19	17	17
3歳	21	28	17	25	27	19	19	17
4歳	24	22	29	16	27	28	20	20
5歳	29	24	22	29	16	27	28	20
0～5歳	141	141	142	136	126	128	117	103
6歳	27	30	24	22	29	16	27	28
7歳	29	27	30	24	22	29	16	27
8歳	29	28	27	30	24	22	29	16
9歳	27	29	26	27	30	24	22	29
10歳	37	26	29	28	27	30	24	22
11歳	28	36	25	29	28	27	30	24
6～11歳	177	176	161	160	160	148	148	146

資料：2017年～2019年は、住民基本台帳（各年3月31日、但し2019年は4月1日）

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計





(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	潜在	単位：%
タイプA	ひとり親家庭	10.8	10.8	
タイプB	フルタイム×フルタイム	51.4	56.8	
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上十月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	17.6	17.6	
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満十月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	2.7	4.1	
タイプD	専業主婦（夫）	17.6	10.8	
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上十月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満十月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	

そして、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合	単位：%（潜在割合）、人（児童数）					
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
タイプA	10.8	15	14	14	13	11	
タイプB	56.8	77	71	73	66	59	
タイプC	17.6	24	22	22	20	18	
タイプC'	4.1	5	5	5	5	4	
タイプD	10.8	15	14	14	13	11	
タイプE	0.0	0	0	0	0	0	
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0	
タイプF	0.0	0	0	0	0	0	
推計児童数（0～5歳）	100.0	136	126	128	117	103	



3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があります。

■ 現状と課題

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園」は0.9%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「他市町には幼稚園就園補助金制度があり、保育料が減額になると聞きました。戸沢村には幼稚園がなく、該当にならないので、保護者の仕事の都合で村外に預なければならず、負担が多いと思います。（村外にあずける方より）」という意見がありました。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	0	0	0	0	0
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
②第一期計画値	2	0	0	0	0
村内施設	2	0	0	0	0
村外施設	0	0	0	0	0
乖離（②-①）	2	0	0	0	0

※2019年度は見込み





■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	2	2	2	2	1
1号認定	2	2	2	2	1
2号認定	0	0	0	0	0
②確保目標量	2	2	2	2	1
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
村外施設での受入	2	2	2	2	1
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○幼稚園利用希望者の理由等を把握した上で、必要な対策を講じます。

② 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。また、地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設（企業主導型保育施設）、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

- 現在、公立保育所1か所で保育を実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は64.7%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「保育所が満1歳にならないと入所できない為、村外の保育所（民間）に通わせていますが、戸沢村内にも2ヶ月ほどからあずかってもらえるような保育所があるといいです。そういう施設がないのであれば、何らかの支援をしていただきたいです。（保育料の補助等）」という同類の要望や意見が多くありました。



■ 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	87	90	84	112	114
2号認定	67	67	61	75	68
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	67	67	61	75	68
3号認定	20	23	23	37	46
0歳	0	0	0	8	6
1・2歳	20	23	23	29	40
②第一期計画値	128	133	135	135	135
村内施設	120	125	130	130	130
村外施設	8	8	5	5	5
乖離（②-①）	41	43	51	23	21

※2019年度は見込み



■ 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	113	102	102	98	9896
2号認定	67	57	59	56	54
3号認定	46	45	43	42	42
0歳	8	8	8	8	8
1・2歳	38	37	35	34	34
②確保目標量	160	160	160	160	160
2号認定	90	90	90	90	90
教育ニーズ	—	—	—	—	—
保育ニーズ	90	90	90	90	90
3号認定	70	70	70	70	70
0歳	10	10	10	10	10
1・2歳	60	60	60	60	60
乖離（②-①）	47	58	58	62	64

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○村内では今後も公立保育所1か所で保育を実施していきます。



(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在、本村では実施していない事業です。保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討していきます。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「事業所内保育施設」は0.9%の利用があります。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在、本村では実施していない事業です。保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討していきます。



③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在、本村では実施していない事業です。保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討していきます。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

現状と課題

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在、本村では実施していない事業です。保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討していきます。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保目標量

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育・保健その他関係機関を利用できるように、身近な場所で相談・情報提供、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

- 相談業務等の有資格者の確保が課題になります。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

実績値	単位：か所				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実施か所数	0	0	0	0	0
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0
②第一期計画値	0	0	1	1	1
基本型	0	0	1	1	1
母子保健型	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	1	1	1

※2019年度は見込み



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

推計値	単位：か所				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	0	0	0	0	0
②確保目標量	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	<ul style="list-style-type: none"> ○2020（令和2）年度から旧古口保育所に子育て世代包括支援センターを設置し、支援事業を行っていきます。 ○事業内容等の情報を広報や健診受診時などの機会を利用し、周知することで子育て中の母子の孤立化を防ぐよう努めます。



② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

- 現在役場健康福祉課の窓口および相談室などを活用し子育てについての相談、情報の提供を行っています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は1.7%、「その他自治体で実施している類似の事業」は1.7%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「気軽に利用できる子育て支援センターのようなものがない。」「子どもたちが遊べる環境をもっと充実させてほしい。子育てサポートセンター等あると子どもも保護者もコミュニケーションの場になったりして良いと思う。」という同類の要望や意見がありました。
- 児童の遊び場の充実の要望が数多くあります。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	0	0	0	0	0
②第一期計画値	0	0	100	100	100
乖離（②-①）	0	0	100	100	100

※2019年度は見込み



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保目標量	100	100	100	100	100
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	<ul style="list-style-type: none"> ○2020（令和2）年度より旧古河保育所において地域子育て支援拠点事業を実施する予定です。 ○子育て親子の交流の場の提供と子育て等に関する相談・援助を行います。



(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、支援が必要な家庭に対してサービス提供に結びつけ、子どもが健やかに育成されることを目的とした事業です。

現状と課題

- 保健師が、町内の乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	19	27	29	25	25
②第一期計画値	30	25	25	24	24
乖離（②-①）	11	-2	-4	-1	-1

※2019年度は見込み



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	19	17	16	15	13
②確保目標量	19	17	16	15	13
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○事業の認知度向上のため、利用者に対して周知していきます。



② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

- 支援を必要とする家庭の問題が多様化し、専門的な知識を持った人材の育成・確保が必要とされています。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	22	20	15	28	30
②第一期計画値	15	15	15	15	15
乖離（②-①）	-7	-5	0	-13	-15

※2019年度は見込み



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保目標量	30	30	30	30	30
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○養育支援が必要な家庭に対し保健師が指導・助言等をおこないます。



(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）」「夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）」ともに利用はありませんでした。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在、本村では実施していない事業です。保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討していきます。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として戸間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり」は2.6%の利用がありますが、村内では実施していないため村外の施設の利用者と思われます。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「小さい子供でもみてくれる施設があればいい。2～3時間だけでもあずかってくれる施設があればいい。」という要望がありました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在、本村では実施していない事業です。保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討していきます。



③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

- 現在、通常保育時間外保育は平日、7:30～8:30、16:00～18:30で実施しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「毎週土曜日も希望者は保育所に預けられると助かります。」「早朝・延長の対応をもっと柔軟にしてほしい。」「延長保育の時間を18:00頃までにしてほしい。同居の祖父、祖母の仕事が農業だからといって気軽に延長できないのは不満です。祖父母の仕事にも影響あります。」という同類の要望や意見が多くありました。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	不明	不明	不明	56	43
②第一期計画値	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

※2015～2017年度のデータは所在不明、2019年度は見込み



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	45	45	45	45	45
②確保目標量	45	45	45	45	45
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○利用者を精査し、利用希望者の人数や時間と保育士の確保等を考慮しながら検討していきます。



④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方は2.0%とわずかですが、父親・母親が休んで対処した方の56.0%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「小学校が合併したので空きの小学校を利用し、例えば、老人ホームと子育て支援センターと病児病後児の保育施設として活用してほしい。」という要望がありました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在、本村では実施していない事業です。保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討していきます。

(4) その他事業

① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から定期的な教育・保育事業としての利用希望は、小学校児童では6.9%となっています。なお、放課後の時間帯での利用希望は、小学校児童では低学年のうちは2.9%、高学年のうちは1.4%となっています。また、就学前児童についてはともに利用希望はなく、不定期の一時保育や病児・病後児保育としての利用ませんでした。



確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在、本村では実施していない事業です。保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討していきます。

② 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 妊娠届申請時に1人につき14回分の妊婦健康診査受診票に加え、その他3種の検査の受診票を配付し、健康診査等を受診できるよう体制を整えています。
- 毎月、医療機関から届く受診票から、対象者を把握し、必要な人に対しての訪問指導等を行っていますが、働いている妊婦への対応が課題となっています。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	201	342	304	300	300
②第一期計画値	336	350	364	364	364
乖離（②－①）	135	8	60	64	64

※2019年度は見込み



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	279	259	241	224	208
②確保目標量	279	259	241	224	208
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○厚生労働省の示している妊婦健康診査基準に基づいて実施していきます。



③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○対象となる世帯に対し助成を行っていきます。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在、本村では実施していない事業です。保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討していきます。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- 現在、小学校低学年の児童は26人放課後児童クラブを利用しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、就学前児童では小学校低学年のうち17.4%、高学年のうち8.7%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学校児童ではそれぞれ15.9%、11.6%が利用を希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「冬休みか夏休み期間の学童開所時刻が8:00～だが、仕事に行くには困難な時間である。せめて7:30には開所してもらいたい。」「夏



休み等の学童を利用する場合、朝8時では、仕事に間に合わず、もう少し早い時間にしてほしい。」「自宅に祖父母がいないため、高学年になっても、学童クラブを利用したい。」という同類の要望が多くありました。また、「放課後児童クラブなど、急にあすけたい時の対応を考えてほしいです。」という要望もありました。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	29	35	29	28	26
1年生	12	14	8	13	7
2年生	3	18	9	8	13
3年生	14	3	12	7	6
②第一期計画値	28	20	20	20	20
1年生～3年生	28	20	20	20	20
乖離（②－①）	-1	-15	-9	-8	-6

※2019年度は見込み



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	25	24	23	22	21
1年生	9	9	8	8	8
2年生	9	8	8	8	7
3年生	7	7	7	6	6
②確保目標量	25	24	23	22	21
1年生	9	9	8	8	8
2年生	9	8	8	8	7
3年生	7	7	7	6	6
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○入所基準に基づき児童を受け入れ、生活や遊びを指導しながら健全な育成を図ります。



◆小学校高学年の場合

現状と課題

- 高学年の利用は原則4年生までとなっています。ニーズ調査での放課後の過ごし方の希望は、低学年と比べると塾や習い事が高くなり、放課後児童クラブ希望者数は減っています。
- 保護者からは5・6年生でも利用できるようにしてほしい等の要望があります。

■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	5	10	3	9	7
4年生	5	10	3	9	7
5年生	—	—	—	—	—
6年生	—	—	—	—	—
②第一期計画値	3	10	10	10	10
4年生	3	10	10	10	10
5年生	—	—	—	—	—
6年生	—	—	—	—	—
乖離（②-①）	-2	0	7	1	3

※2019年度は見込み



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	5	4	3	2	2
4年生	5	4	3	2	2
5年生	—	—	—	—	—
6年生	—	—	—	—	—
②確保目標量	5	4	3	2	2
4年生	5	4	3	2	2
5年生	—	—	—	—	—
6年生	—	—	—	—	—
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○保護者のニーズや現場の状況などを勘案し、放課後児童クラブ放課後子ども教室の開設時間の検討を行います。



6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可手続きの簡素化等により、新たな設置や移行をしやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

本村には保育所しかありませんが、保護者のニーズなどを保育所運営に取り入れていくとともに必要に応じて認定こども園への移行についての検討を行っていきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、教育委員会と共に研修及び事業を展開するとともに県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化しながら、併せて職員の資質向上等を図り、すべての子どもの健やかな育ちと最善の利益の実現に努めていきます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法の「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、教育・保育の質の向上や妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない地域支援体制の確保に努め、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と小学校等との連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びを基盤に、義務教育での学びと成長につなげ、心豊かに生きる力の育成を目指します。

そのためには、子どもの発達を保育所、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、保育所と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中



学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

本村において、2019（令和元）年10月にスタートした「子育てのための施設等利用給付」の給付申請及び給付実績はない状況ですが、今後の利用に備えて、当面は周辺市町において施設等利用給付を提供する施設の所在や運営状況等を把握し、利用希望者に対してその情報提供に努めるとともに、ニーズに応じて村内施設での給付が可能となるよう運営事業者と協議していきます。

また、給付にあたっては、保護者の経済的負担や利便性及び事業運営に支障をきたすことのないようその給付方法について検討するとともに、制度の円滑な実施に向けて努めていきます。

8 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えるため、「保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実」や「育休満了時から確実に保育を利用できる環境整備」に取り組んでいきます。

9 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

広域的な見地からも、県の取組を踏まえ、「児童虐待防止対策の充実」、「ひとり親家庭の自立支援の推進」、「障害児施策の充実」について連携を図ります。

10 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、国の法律及び県の取組等を踏まえ、「保護者に対する両立支援制度の適切な周知」、「両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ」について連携を図ります。

第6章

計画の推進・評価体制



第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

本計画を円滑に推進するためには行政機関の取組だけでなく、住民の理解と協力が欠かせないものとなっています。広報や村のホームページ等を用いた広報活動によって、住民と情報を共有し、子どもを含む住民から広く意見や提言を得られる環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備が必要となります。

子育て支援のニーズは近年多様化しており、行政の専門職員だけではなく、地域で活動している団体や専門機関など、幅広い分野と連携を強化し、子育て支援の充実に努め、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く村民に知ってもらう必要があるため、情報公開をすすめるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

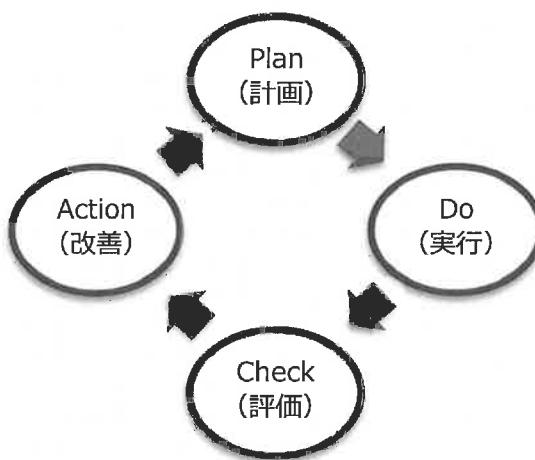
計画の周知にあたっては、住民の主体的・積極的な取組を推進するために、本計画に関する情報や実施状況について広報や村のホームページ等でわかりやすく周知し、住民への浸透を図ります。

また、各事務事業においても、村広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して村民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

本計画の推進には、健康福祉課をはじめ府内の様々な部門が関係しており、長期にわたり集中的・計画的な取組が必要となります。

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につなげていくために、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。PDCAサイクルを確立していくことが重要です。





そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



資料編



資料編

1 戸沢村子ども・子育て会議

(1) 設置条例

平成26年3月17日

条例第3号

(設置)

第1条 本村に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、戸沢村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、村が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、村長又は教育委員会の諮問に応じ調査、審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ村長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員18人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から、村長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学職経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係団体の推薦を受けた者
- (5) 村民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)



第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の
決するところによる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、
子ども・子育て会議が村長及び教育委員会の同意を得て定める。



(2) 委員名簿

No	氏名	役職
1	市川 重保	戸沢村教育委員会 教育長
2	佐藤 一夫	戸沢村民生児童委員協議会 主任児童委員
3	加藤 久和	戸沢村民生児童委員協議会 主任児童委員
4	加藤 恭子	戸沢保育所保護者会 会長
5	星川 和也	戸沢学園 PTA 会長
6	羽賀江美子	戸沢保育所 所長
7	柿崎 美矢	戸沢村議会 総務文教常任委員長
8	柿崎 孝一	戸沢村地区会長連合会 会長
9	井上 正	戸沢村民生児童委員協議会 会長
10	荒川 知也	戸沢村副村長
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		

事務局

No	氏名	役職
1	今井 徹	戸沢村健康福祉課 課長
2	堀米 一典	戸沢村健康福祉課 福祉係長
3		
4		
5		
6		



戸沢村 第二期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020（令和2）年3月

発行元 戸沢村 健康福祉課

住 所 〒999-6401 山形県最上郡戸沢村大字古口 270

TEL 0233-72-2364

FAX 0233-72-2116



